

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和4年6月22日
【事業年度】	第35期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
【会社名】	株式会社ファルコホールディングス
【英訳名】	FALCO HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安田 忠史
【本店の所在の場所】	京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3 （同所は登記上の本店所在地で実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区内平野町1丁目3番7号
【電話番号】	06-7632-6150
【事務連絡者氏名】	執行役員管理室長 大馬 久幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (百万円)	45,962	44,156	43,185	43,608	50,007
経常利益 (百万円)	2,385	1,632	941	2,853	5,809
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	1,697	653	1,243	1,853	3,533
包括利益 (百万円)	1,764	314	1,042	2,453	3,468
純資産額 (百万円)	19,081	19,014	18,893	20,485	23,478
総資産額 (百万円)	32,656	32,124	31,957	37,069	40,256
1株当たり純資産額 (円)	1,745.40	1,725.03	1,776.01	1,966.43	2,237.14
1株当たり当期純利益 (円)	156.12	59.80	116.87	178.61	339.00
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	155.65	59.44	116.06	177.54	336.99
自己資本比率 (%)	58.2	58.9	58.8	55.0	58.1
自己資本利益率 (%)	9.26	3.45	6.59	9.46	16.14
株価収益率 (倍)	11.85	22.74	15.15	9.79	5.92
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	2,321	1,651	1,901	2,937	4,129
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	615	1,345	1,194	52	2,690
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	41	845	1,267	1,460	2,414
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	8,371	7,833	7,272	11,618	10,643
従業員数 (人)	1,377	1,348	1,249	1,200	1,179
(外、平均臨時雇用者数)	(1,402)	(1,368)	(1,271)	(1,312)	(1,393)

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月		平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
営業収益	(百万円)	2,003	4,123	2,423	1,909	3,821
経常利益	(百万円)	742	3,094	1,227	806	2,803
当期純利益	(百万円)	990	3,076	1,256	1,002	2,648
資本金	(百万円)	3,371	3,371	3,371	3,371	3,371
発行済株式総数	(株)	11,280,177	11,280,177	11,280,177	11,280,177	11,280,177
純資産額	(百万円)	15,006	17,361	17,253	17,994	20,102
総資産額	(百万円)	21,340	21,555	20,652	24,239	24,297
1株当たり純資産額	(円)	1,371.30	1,574.26	1,621.07	1,726.33	1,914.28
1株当たり配当額		44.00	46.00	48.00	54.00	64.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(20.00)	(23.00)	(23.00)	(24.00)	(28.00)
1株当たり当期純利益	(円)	91.10	281.59	118.11	96.55	254.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	90.82	279.93	117.29	95.97	252.56
自己資本比率	(%)	70.0	80.1	83.1	73.9	82.4
自己資本利益率	(%)	6.8	19.1	7.3	5.7	14.0
株価収益率	(倍)	20.31	4.83	14.99	18.12	7.90
配当性向	(%)	48.30	16.34	40.64	55.93	25.19
従業員数	(人)	5	4	2	2	3
(外、平均臨時雇用者数)		(2)	(2)	(2)	(2)	(1)
株主総利回り	(%)	125.6	96.2	126.6	128.7	150.1
(比較指標：TOPIX)	(%)	(113.5)	(105.2)	(92.8)	(129.2)	(128.7)
最高株価	(円)	1,897	1,965	2,195	1,840	2,164
最低株価	(円)	1,425	1,300	1,235	1,390	1,616

(注) 1. 第31期の1株当たり配当額には、上場20周年記念配当2円を含んでおります。

2. 第34期の1株当たり配当額には、特別配当4円を含んでおります。

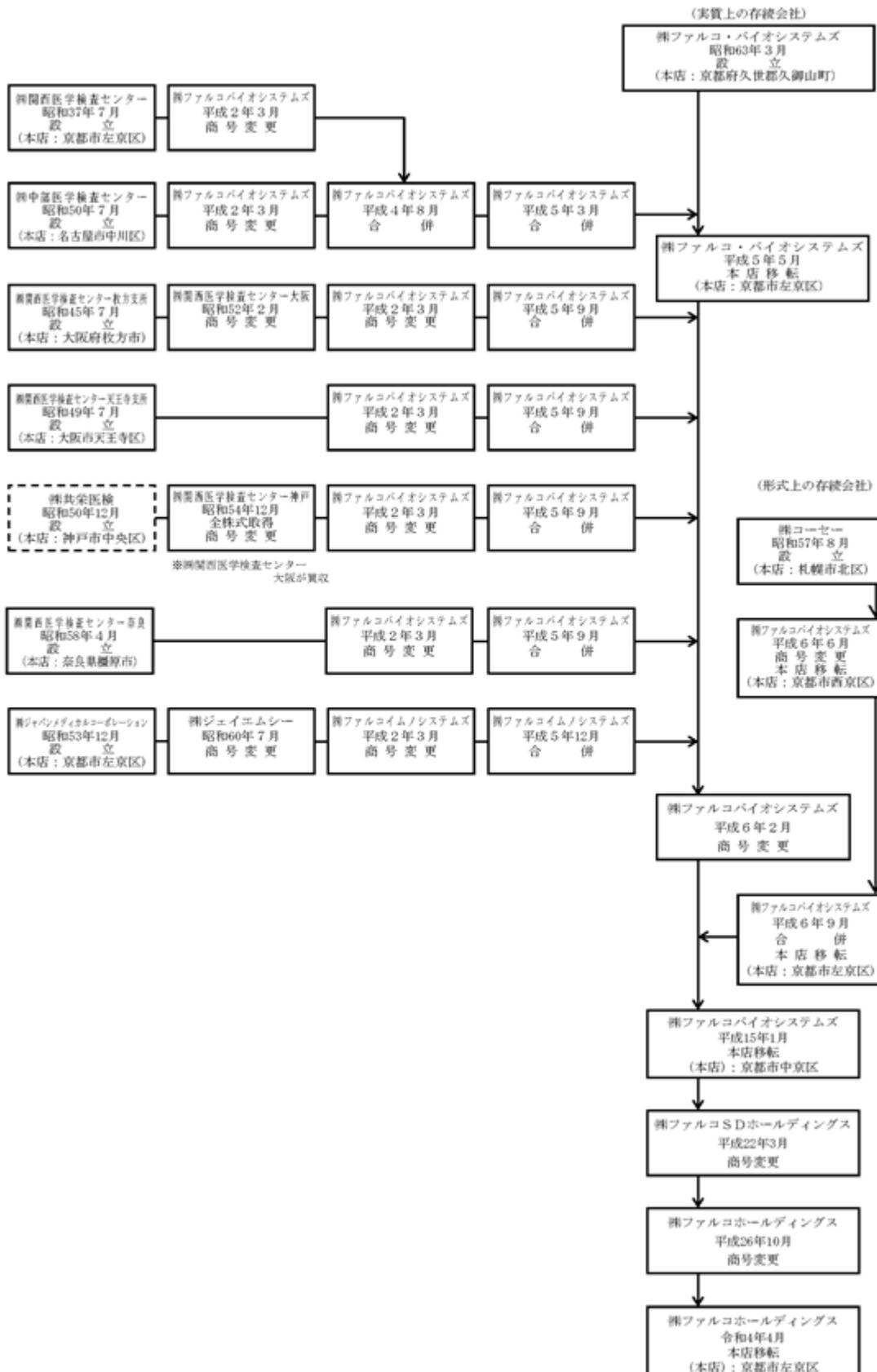
3. 第35期の1株当たり配当額には、創業60周年記念配当8円を含んでおります。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社の沿革は次の記載にありますように、昭和37年7月に設立しました(株)関西医学検査センターを母体として、(株)中部医学検査センター他5社が独立創業し、関西医学検査センターグループを形成しておりました。昭和63年3月にグループの中核検査施設であり、実質上の存続会社である旧(株)ファルコ・バイオシステムズを設立して、厳しい業界環境に対応すべく組織統合、経営規模の拡大のためにグループ各社を吸収合併してきた経緯があります。従いまして、以下の記述におきましても特段の記載がない限り、全て当社の記載は、実質上の存続会社である旧(株)ファルコ・バイオシステムズを意味しております。



年月	事項
昭和63年3月	京都府久世郡久御山町において、(株)ファルコ・バイオシステムズ(実質上の存続会社)を設立。
平成元年11月	関西医学検査センター(現(株)ファルコホールディングス)グループの中核検査施設として京都府久世郡久御山町に総合研究所を竣工。
平成5年3月	(株)ファルコバイオシステムズ(本店:名古屋市中川区)を吸収合併。
平成5年5月	本店所在地を、京都府久世郡久御山町から京都市左京区へ移転。
平成5年9月	(株)ファルコバイオシステムズ(本店:大阪府枚方市、本店:大阪市天王寺区、本店:神戸市中央区、本店:奈良県橿原市)の4法人と合併。
平成5年11月	当社100%出資の子会社として、熊本県熊本市に(株)ファルコバイオシステムズ九州を設立。
平成6年2月	(株)ファルコバイオシステムズに商号変更。
平成6年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ファルコバイオシステムズ(形式上の存続会社 本店:京都市西京区)と合併。 ・(株)ファルコバイオシステムズ(本店:広島市南区)の株式を取得し、子会社とする。同時に、商号を(株)ファルコバイオシステムズ広島に変更。 ・(株)中国予防医学研究所の株式を取得し、子会社とする。
平成9年4月	大阪証券取引所市場第二部並びに京都証券取引所に株式を上場。
平成9年9月	(株)エルデの株式を取得し、子会社とする。
平成10年4月	(株)保健医学研究所の株式を取得し、子会社とする。
平成10年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)肥後臨床検査研究所の株式を取得し、子会社とする。 ・(株)国際生物物理化学研究所の株式を取得し、関連会社とする。 ・(株)ファルコバイオシステムズ九州は、(株)ファルコバイオシステムズ沖縄を吸収合併。
平成11年4月	京都市山科区に調剤薬局1号店ファルコおとわ薬局を開設。
平成11年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ファルコバイオシステムズ西日本(旧(株)ファルコバイオシステムズ広島)は、(株)西日本メディコの株式を取得し、子会社とする。 ・(株)熊本臨床検査センターの株式を取得し、子会社とする。
平成12年3月	ファルコおとわ薬局他1店舗を含め調剤薬局事業を、(株)国際生物物理化学研究所へ譲渡。
平成12年5月	食品衛生検査の業務を(株)エルデに移管。
平成12年9月	(株)国際生物物理化学研究所の株式を追加取得し、子会社とする。
平成13年9月	(株)ファルコバイオシステムズ兵庫(旧(株)保健医学研究所)が、(株)ファルコバイオシステムズ山陰(旧(株)西日本メディコ)の株式を取得し、子会社とする。
平成14年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)熊本臨床検査センターは、(株)ファルコバイオシステムズ九州及び(株)肥後臨床検査研究所から臨床検査事業を譲り受ける。同時に、商号を(株)ファルコバイオシステムズ九州に変更。 ・(株)ファルコバイオシステムズ九州は、(有)ピーシーテックの出資持分を取得し、子会社とする。
平成14年10月	(株)ファルコバイオシステムズ福井の株式を取得し、子会社とする。
平成15年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)肥後臨床検査研究所(株)ファルココミュニケーションズに商号変更)は、(株)ファルコバイオシステムズ九州を吸収合併。 ・本店所在地を京都市左京区から京都市中京区へ移転。
平成15年2月	岡山県岡山市に岡山研究所を設置。
平成16年3月	チューリップ調剤(株)の株式を取得し、子会社とする。
平成16年10月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成17年1月	(有)飛騨臨床検査センター(株)ファルコバイオシステムズ飛騨に商号変更)の出資持分を取得し、子会社とする。
平成17年3月	(株)ファーマプロット及び(株)MINORIの株式を取得し、子会社とする。
平成17年9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部に指定。

年月	事項
平成18年2月	Hitzコスミック(株)の株式を取得し、子会社とする。
平成18年3月	(株)志太医研及び(株)東予中検の株式を取得し、子会社とする。
平成19年1月	(株)ファルコクリニカルプラン(旧(株)国際生物物理化学研究所)、チューリップ調剤(株)、(株)ファーマプロット、(株)MINORIの4社は、株式移転の方法により、純粋持株会社である(株)ファルコファーマシーズを設立し、4社は同社の子会社となる。
平成19年2月	(株)ファルコバイオシステムズ西日本及び(株)ファルコバイオシステムズ山陰を吸収合併。
平成19年4月	(株)ファルコバイオシステムズ九州を吸収合併。
平成19年7月	名古屋守山区に東海中央研究所を設置。
平成19年8月	(株)志太医研及び(株)東予中検を吸収合併。
平成21年3月	・(株)ファルココミュニケーションズ(現(株)ファルコバイオシステムズ)は、コスミック(株)(旧Hitzコスミック(株))を吸収合併。 ・(株)ファルコクリニカルプランは、(株)ファーマプロット及び(株)MINORIを吸収合併。
平成22年3月	臨床検査事業、周辺事業であるIT事業及びバイオ事業を(株)ファルココミュニケーションズに吸収分割後、商号を(株)ファルコSDホールディングスに変更。
平成22年4月	(株)示野薬局の株式を取得し、子会社とする。
平成22年8月	(株)ファルコビジネスサポートを設立。
平成23年3月	(株)ファルコバイオシステムズは、(株)ファルコバイオシステムズ福井及び(株)ファルコバイオシステムズ飛騨を吸収合併。
平成23年4月	(株)アテストの全株式を取得し、子会社とする。
平成24年4月	(株)ファルコクリニカルプランは、(株)ファルコファーマシーズを吸収合併し、商号を(株)ファルコファーマシーズに変更。
平成25年2月	(株)ファルコバイオシステムズは、(株)ファルコバイオシステムズ兵庫を吸収合併。
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第一部は、東京証券取引所市場第一部に統合。
平成25年12月	(株)示野薬局の全株式を譲渡。
平成26年10月	(株)ファルコホールディングスに商号変更。
平成27年10月	(株)ファルコバイオシステムズは、(株)フレスコメディカル(旧(株)中国予防医学研究所)を吸収合併。
平成28年10月	(株)ファルコバイオシステムズは、(株)ファルコライフサイエンス(旧(株)エルデ)を吸収合併。
令和3年3月	・本店所在地を同区内へ移転。 ・大阪市中央区に大阪本部を設置。
令和3年4月	(株)ファルコバイオシステムズの本店所在地を京都市中京区から京都府久世郡久御山町へ移転。
令和4年4月	・東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。 ・本店所在地を京都市中京区から京都市左京区へ移転。 ・(株)ファルコバイオシステムズの本店所在地を京都府久世郡久御山町から京都市左京区へ移転。 ・(株)ファルコファーマシーズの本店所在地を京都市中京区から京都市左京区へ移転。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成され、臨床検査事業及び調剤薬局事業を行っております。

当社グループの事業内容及び当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

次の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

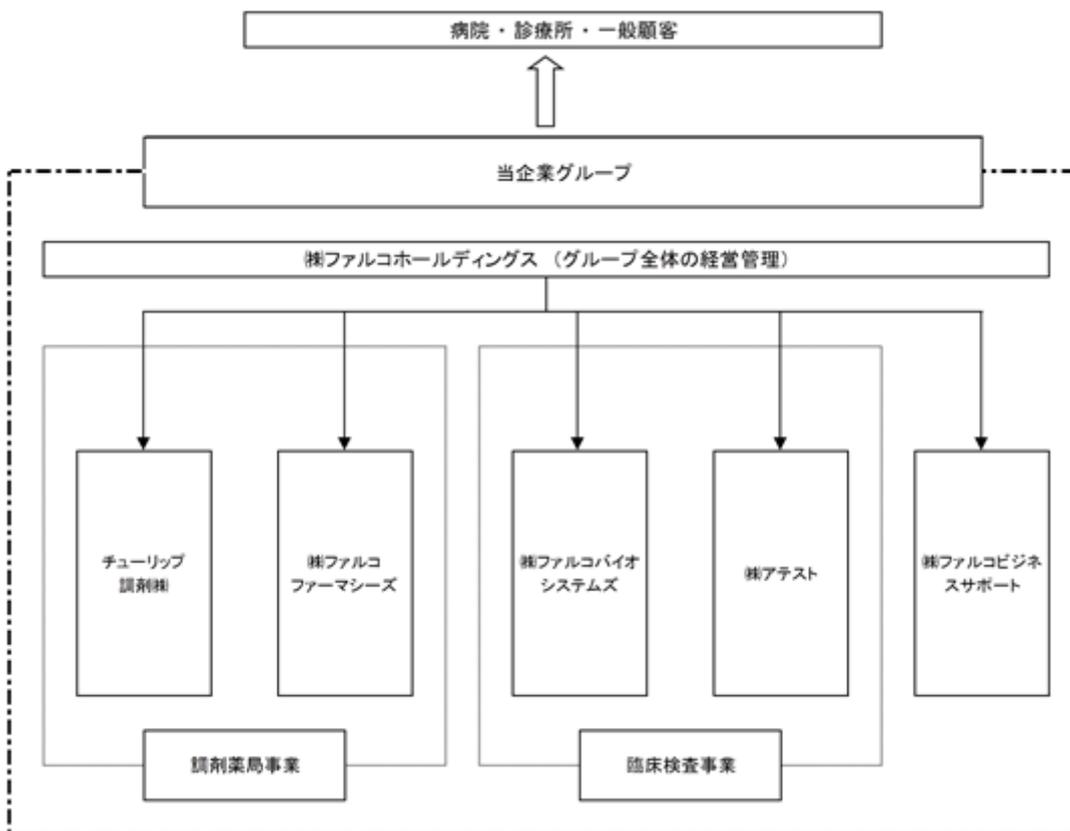
(臨床検査事業)

(株)ファルコバイオシステムズは、各地の病院及び診療所等から臨床検体検査等を受託しており、その他に電子カルテ等の医療情報システムの開発・販売を行っております。また、(株)アテストは体外診断用医薬品等の卸売を行っております。

(調剤薬局事業)

(株)ファルコファーマシーズ及びチューリップ調剤(株)は、調剤薬局の運営を行っております。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ファルコバイオシステムズ (注)1, 3	京都市 久世郡 久御山 町	98	臨床検体検査受託業務 医療情報システムの 開発・販売	100	建物の賃貸 業務委託 資金の貸付・借入 債務保証 役員の兼任
㈱アテスト	京都府 宇治市	50	体外診断用医薬品等 の販売	100	業務委託 債務保証 役員の兼任
㈱ファルコファーマシーズ (注)3	京都市 中京区	45	調剤薬局の経営	100	建物の賃貸 業務委託 資金の借入 役員の兼任
チューリップ調剤㈱ (注)1, 3	富山県 富山市	453	調剤薬局の経営	100	業務委託 資金の借入 役員の兼任
㈱ファルコビジネスサポート (注)1	大阪市 中央区	5	管理業務の受託	100	建物の賃貸 業務委託 債務保証 資金の貸付 役員の兼任

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 上記の子会社のうちには、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 以下の連結子会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

名 称	主要な損益情報等				
	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
㈱ファルコバイオシステムズ	28,920	4,904	3,198	3,641	11,316
㈱ファルコファーマシーズ	7,952	500	309	1,185	2,943
チューリップ調剤㈱	8,408	549	355	875	2,826

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和4年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
臨床検査事業	762	(1,215)
調剤薬局事業	393	(177)
全社(共通)	24	(1)
合計	1,179	(1,393)

(注)1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者は除く。)であります。

2. 従業員数欄の()外数は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の年間の平均雇用人員であります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3(1)	51.3	30.2	7,666,751

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	3 (1)

(注)1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

2. 従業員数欄の()外数は、嘱託社員の年間の平均雇用人員であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社5社では、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、人々の健康を支え、いい人生を提供すること、イノベーションを通して人々の健康を支え、幸せでいい人生を送っていただけるための土台となることを使命として、健康を支えるインフラを提供すること、さまざまなサービスを絶えず展開し、人々の健康を支えるインフラを提供することを目指します。

国内の健康寿命や平均寿命が年々伸びを見せるとともに人々の健康でありたいとの想いが高まるなかで、医療・健康に関連する事業領域は広がりを見せております。当社グループは、臨床検査事業及び調剤薬局事業で培ったノウハウとICTを活用し、顧客ニーズに対応した医療・健康サポートサービスを提供してまいります。

また、ステークホルダーの信頼に応えるため、財務基盤の安定化に努めるとともに、事業の収益力の向上を図り、グループ全体での企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略及び事業上・財務上の課題

当社グループは、直近の経営環境を受けて、事業上・財務上の優先的な課題に対処すべく、令和4年3月期から令和6年3月期までの中期経営計画を策定しております。

背景

当社は平成31年3月期から令和3年3月期の3ヵ年を対象とする中期経営計画を策定いたしました。平成31年2月の総合研究所の火災に伴い取り下げしております。その後、総合研究所火災の影響による一部顧客の流出による売上高の減少、検査機器の再投資による経費の増加、更には新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の感染拡大に伴う医療機関への受診抑制による臨床検査受託検体数の減少、調剤薬局事業における処方箋枚数の減少などの影響を受けました。このような状況に対して、タブレット端末の活用、臨床検査の依頼・報告のICT化等により検査・営業・集配にわたる事業構造を抜本的に見直し、固定費の削減を進めてまいりました。一方、COVID-19にかかる検査への社会的ニーズに応えるべく、COVID-19に関連した検査の実施能力を増強させてまいりました。また、体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」、クラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」、診療所支援ビジネスといった、新たなビジネスも立ち上げております。

今後も当社を取り巻く外部環境は目まぐるしく変化されることが予想されます。その一つが、COVID-19の影響です。変異株の発生、感染拡大等により、短期間での感染収束は困難と見られますが、ワクチン接種の進展、治療薬の開発等により、中期的には感染は抑制されていくものと想定され、COVID-19関連検査による売上高は中期的には剥落していくものと考えられます。

一方で、少子高齢化の進展に伴い医療保険財政は厳しさを増し、COVID-19対策により国家財政は一層厳しさを増しております。このため、今後診療報酬、薬価の改定は従来以上に厳しいものとなることが想定されます。更に、遺伝子に基づく医療、医療分野におけるICTの更なる活用など、医療の効率化への社会的ニーズが増大すると考えられます。特に、遠隔診療、オンライン資格確認、医療ビッグデータの活用など、医療・健康分野におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）が着実に進展していくものと想定されます。

このように大きな経営環境の変化を見通し、更なる成長を図るため、このたび新たな中期経営計画を策定しました。

基本方針

) COVID-19抑制への貢献

COVID-19に関して、引き続き当社グループの人的資源、検査能力を最大限活用し、COVID-19関連検査を通じて我が国における感染拡大の抑制に貢献してまいります。

) 臨床検査事業、調剤薬局事業の競争力の強化

臨床検査事業、調剤薬局事業においては、今後、市場が成熟化し、診療報酬や薬価が引き下げられる環境下、競争が更に激化していくと想定されます。大都市圏を中心としたエリアドミナント展開の強化、ICTを活用した顧客との繋がりの強化、効率的かつ柔軟な対応が可能な事業構造への変革、更には新たな事業とのシナジー効果により、競争力の強化を図ってまいります。

) 新たな収益の柱の確立

遺伝子に基づく医療、ICTによる医療の効率化をビジネスチャンスと捉え、以下の事業を臨床検査事業、調剤薬局事業に次ぐ新たな収益の柱として確立することを目指します。

- ・体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の適応拡大による事業拡大
- ・クラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」の販売強化
- ・ICTを使った診療所支援ビジネスの積極拡大

連結数値目標

(単位：百万円)

	35期	37期
	令和4年3月期 (実績)	令和6年3月期 (目標)
売上高	50,007	45,000
営業利益	5,496	3,000
経常利益	5,809	3,150
親会社株主に帰属する当期純利益	3,533	1,900
ROE	16%	9%
新事業売上比率	3%	10%

「新事業」は、体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」、クラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」、診療所支援ビジネスの合計を指します。

令和12年に向けたありたい姿

当社グループでは、グループ内の医療専門人材の知識を結集し、ICTを活用することにより、臨床検査、調剤薬局の枠を超えて医療機関の困りごとを解決することを通じ、我が国の健康・医療に貢献してまいります。さらに、医療機関から、なくてはならない困りごとの解決パートナーとして、認知されるグループを目指してまいります。

(3) 経営上の目標を達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、バランスシート重視の経営を行っており、資産効率性の状況を判断するための指標として、株主資本利益率（ROE）を主な経営指標としております。株主資本利益率（ROE）につきましては、中長期的には9%以上を目標としております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 臨床検査事業の法的規制について

当社グループが実施する臨床検査事業は、「臨床検査技師等に関する法律」により衛生検査所が所在する都道府県知事の許可を必要とし、衛生検査所の設備、管理組織等の面において、同法に基づく規制が実施されております。万一、法令違反により、営業停止又は取消を受けることとなった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

許認可の名称	有効期限	関連する法令	登録等の交付者
衛生検査所登録	-	臨床検査技師等に関する法律	各都道府県知事
体外診断用医薬品製造業登録	5年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
体外診断用医薬品製造販売業許可	5年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事

(2) 調剤薬局事業に対する法的規制について

当社グループが実施する調剤薬局事業は、「医薬品医療機器等法」や「健康保険法」等により各都道府県知事の許可並びに各地方厚生局長の指定等を必要とし、調剤薬局の設備、管理組織等の面において、同法等に基づく規制が実施されております。万一、法令違反により、営業停止又は取消を受けることとなった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	有効期限	関連する法令	登録者の交付者
医薬品販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
薬局開設許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	6年	健康保険法	各地方厚生(支)局長
麻薬小売業者免許	3年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
医療機器販売業許可	6年	医薬品医療機器等法	各都道府県知事

(3) その他法的規制について

上記の臨床検査事業及び調剤薬局事業の法的規制以外にも独占禁止法、税制、環境関連諸法令等様々な公的規制を受けております。

万一、これらの規制を遵守できなかった場合、制裁金等を課される可能性があります。また、今後規制の強化や大幅な変更がなされた場合、当社グループの活動の制約を受けたり、規制内容の変更に対応するためのコストが発生する可能性があります。これらの規制は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、許認可等の状況を各担当部門が定期的に確認することに加え、関連法令の改正情報を早期に入手し、影響を検討し対応することにより、リスクの低減を図ってまいります。

(4) 診療報酬点数の改定について

当社グループが実施する臨床検査に係る診療報酬点数は、「健康保険法」の規定により厚生労働省が決定しております。また、毎年診療報酬点数の引き下げが慣例となっており、今後、健康保険法の改正が行われ診療報酬点数が引き下げられた場合、臨床検査事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、健康保険法の改正情報を早期に入手し、影響を検討し早期に対応するとともに、検査体制及び営業体制の再構築を進め、収益基盤の強化に継続的に取り組むことによりリスクの低減を図ってまいります。

(5) 薬価並びに調剤報酬の改定について

当社グループが実施する調剤薬局事業に係る薬価並びに調剤報酬は、「健康保険法」の規定により厚生労働省が決定しております。今後、健康保険法の改正が行われ薬価並びに調剤報酬が引き下げられた場合、調剤薬局事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、健康保険法の改正情報を早期に入手し影響を検討し、医薬品購入価格の低減化等をはじめとする対応を行うとともに、店舗運営の効率化を継続的に取り組むことによりリスクの低減を図ってまいります。

(6) 検査過誤及び調剤過誤について

当社グループが実施する臨床検査事業に係る検査過誤を防止するため、標準作業書に基づく作業の徹底と精度管理体制を整えるとともに、細心の注意を払い検査業務を行っておりますが、万一、検査過誤等による訴訟等が生じ

た場合、信用失墜や賠償責任等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、調剤薬局事業に係る調剤過誤を防止するために「調剤ミス防止システム」等を導入し、ミス防止体制を整えるとともに、細心の注意を払い調剤業務を行っておりますが、万一、調剤過誤等による訴訟等が生じた場合、信用失墜や賠償責任等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報保護について

当社グループの事業において、事業活動上多くの個人・顧客情報を取り扱っており、その保護に努めておりますが、万一、情報が外部に流出した場合、信用失墜や賠償責任等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、当社では「個人情報保護方針」「情報セキュリティポリシー」を制定するとともに、医療総合サービスにおける情報セキュリティの重要性を深く認識し、安心・安全な情報システム環境の構築に努め、情報セキュリティの確保、委託先への適切な監督や社内通報の保護に向けた必要な取り組みを継続的に実施しております。また、グループ会社の全役員・従業員が、情報の守秘義務はもとより、個人情報保護法等の関連法令等を遵守し、個人情報の適切な保護が確保できるよう、教育研修の実施等を通じて、従業員の個人情報の保護意識の継続的な啓発を図ってまいります。

(8) 企業買収等について

当社グループは、企業買収及び資本参加を含む投資による事業の拡大を企画することがあります。当社グループは対象事業との統合効果を最大限に高めるために当社グループの経営戦略等を図りますが、期待した利益やシナジー効果をあげられる保証はありません。

(9) 投資有価証券の減損処理について

当社グループは、市場価格のない株式等以外の有価証券を保有しておりますが、時価が著しく下落した場合には、取得原価と時価との差額を当該期の損失とすることとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 関係会社株式の減損処理について

今後、企業買収等により取得した関係会社株式において、当初想定していた超過収益力が低下した場合、関係会社株式の減損処理等によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 固定資産の減損処理について

当社グループは、自社保有している固定資産の価値が将来大幅に下落した場合並びに店舗等の収益性が低下した場合、減損会計の適用により対象となる資産又は資産グループに対して、固定資産の減損処理が必要になる場合があります。これにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 繰延税金資産の取崩しについて

当社グループは、将来の課税所得の予測に基づいて繰延税金資産の計上・取崩を行っております。経営成績が大幅に悪化した場合には、繰延税金資産の回収が見込めないと判断をし、繰延税金資産を減少させることにより、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 子会社の統廃合について

当社は、競争力強化のため買収した子会社の統廃合を実施しております。今後、子会社の統廃合を実施した場合、当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 災害、事故等に起因する事業活動の停止、制約等について

当社グループの各事業所が、大規模な台風、地震等の自然災害に見舞われた場合は操業に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、重大な労働災害、設備事故等が発生した場合には事業活動の停止、制約等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、実際に自然災害が発生した場合は、直ちに対策本部を立ち上げ対応できる体制を整備しております。

(15) COVID-19拡大について

当社グループは、COVID-19拡大により医療機関への受診患者数の減少による臨床検査受託検体数、調剤薬局事業における処方箋枚数などの影響を受ける可能性があります。また、ワクチン接種の進展、治療薬の開発等により、中期的には感染は抑制されていくものと想定され、COVID-19関連検査の売上高は影響を受ける可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご確認ください。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の拡大により、2度の緊急事態宣言が出されるなど、経済活動に厳しい制限を受けました。ワクチン接種が進み、経済活動が正常化に向かう中で持ち直しの動きも見られましたが、年度末にかけてウクライナ情勢の影響により景況感は悪化し、物価上昇の加速や金融資本市場の変動が懸念されるなど、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループは、COVID-19の拡大に大きな影響を受ける環境下にあります。感染拡大は、COVID-19関連検査の受託検査数の増加要因となる一方、医療機関を受診する患者数を減少させ、COVID-19関連検査以外の受託検査数及び調剤薬局の処方箋枚数の減少要因となります。このような事業環境のもと、COVID-19の急激な拡大期には、前年度に引き続き著しく増加した関連検査の需要に対応するため、グループの人的資源・検査能力をフル活用いたしました。

さらに、当社グループの持続可能性と持続可能な社会を両立させるサステナビリティ経営の一環として、ICTを活用した営業から集配、検査にわたる事業構造の改革を積極的に進め、収益力の強化を図りました。また、当社グループが今後も活力ある企業として継続するため、人財への投資を目的に人事制度の改定を実施いたしました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度における売上高は50,007百万円（前年同期比14.7%増）、営業利益は5,496百万円（同110.2%増）、経常利益は5,809百万円（同103.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,533百万円（同90.6%増）となり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも過去最高益を更新いたしました。なお、営業利益及び経常利益につきましては、2期連続の最高益更新となります。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（臨床検査事業）

受託臨床検査市場は、市場の成熟化を受け、同業他社間の競争がより一層強まっております。当連結会計年度の臨床検査事業は、デルタ株が猛威を振るった令和3年7月から9月までにかけてCOVID-19関連検査の受託検査数が大幅に増加いたしました。10月からは関連検査の受託検査数は次第に落ち着きを見せましたが、令和4年1月に入るとオミクロン株が猛威を振るい、2月中旬にかけて更に著しく増加いたしました。

一方で、COVID-19関連検査以外の検査につきましては、引き続き大都市圏を重点地域とした新規顧客の獲得に努め、受託検査数は回復基調にありましたが、感染拡大前の水準には至りませんでした。

体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」（1）は適応拡大を進め、順調に販売を伸ばしました。クラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」は、COVID-19拡大の影響を受けましたが、販売強化に努め、販売件数は前年度を上回りました。また、診療所向けクラウド型サービス「レセスタ」（2）は順調に立ち上がり、契約件数を伸ばしました。

さらには、タブレット端末の活用、臨床検査の依頼及び報告のICT化等による営業から集配、検査にわたる事業構造の抜本的な改革を引き続き進めてまいりました。

このような事業展開の結果、臨床検査事業の売上高は6,463百万円増収の33,670百万円（前年同期比23.8%増）、営業利益は2,921百万円増益の4,894百万円（同148.0%増）となりました。

（1）キイトルーダ®（一般名：ペムプロリズマブ）の固形がん患者への適応判定、オブジーボ®（一般名：ニボルマブ）の結腸・直腸がん患者への適応判定、切除可能大腸がんにおける術後補助化学療法の選択及び大腸がんにおけるリンチ症候群の診断の補助に用いる体外診断用医薬品の名称です。平成30年に世界で初めてのがん種横断的なコンパニオン診断薬として薬事承認を取得いたしました。令和3年8月には「治療切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌」に対するキイトルーダ®の適応判定補助に新たに保険適用される等、次世代がんゲノム医療の進展に寄与すべく販売強化に取り組んでおります。

（2）レセプト情報を基にした適正な診療・医事業務支援サービス。

（調剤薬局事業）

調剤薬局市場は、厚生労働省による「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、患者本位の医薬分業の実現に向けて機能の充実が求められつつ、調剤報酬及び薬価の改定による影響を受けております。

当社グループでは、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割や機能を果たすとともに、高齢者施設及び在宅を中心とした地域医療との連携を進め、既存店舗の処方箋応需の拡大に取り組みました。当連結会計年度におきましては、3店舗を開局、1店舗をフランチャイズ化し、調剤薬局等店舗総数は109店舗（フランチャイズ店7店舗含む）となりました。

これらの取り組みにより、当連結会計年度における処方箋応需枚数は、COVID-19の拡大以降医療機関を受診する患者数の減少による影響があったものの、前年度を上回る水準となりました。一方、処方箋単価につきましては、薬価改定の影響を受け、下落いたしました。コスト面については、調剤原価等の削減に努め、堅実で効率的な店舗運営を進めてまいりました。

このような事業展開の結果、調剤薬局事業の売上高は63百万円減収の16,353百万円（同0.4%減）、営業利益は36百万円増益の1,005百万円（同3.7%増）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当社グループの当連結会計年度末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ3,187百万円増加し、40,256百万円（前年同期末比8.6%増）となりました。流動資産は、主に売上債権が1,057百万円増加したことにより、前連結会計年度末に比べ1,218百万円増加し、22,668百万円（同5.7%増）となりました。固定資産は、主に土地が644百万円及び建設仮勘定が513百万円増加したことにより、前連結会計年度末に比べ1,968百万円増加し、17,588百万円（同12.6%増）となりました。

（負債）

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ194百万円増加し、16,778百万円（同1.2%増）となりました。流動負債は、主に仕入債務が646百万円及び未払法人税等が865百万円増加したことにより、前連結会計年度末に比べ1,149百万円増加し、11,389百万円（同11.2%増）となりました。固定負債は、主に長期借入金金が830百万円減少したことにより、前連結会計年度末に比べ954百万円減少し、5,389百万円（同15.0%減）となりました。

（純資産）

純資産につきましては、主に親会社株主に帰属する当期純利益3,533百万円、剰余金の配当609百万円、その他有価証券評価差額金の減少65百万円及び自己株式の処分134百万円等により、前連結会計年度末に比べ2,992百万円増加し、23,478百万円（同14.6%増）となりました。この結果、自己資本比率は58.1%（前連結会計年度末は55.0%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベ－スの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ975百万円減少し、10,643百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は4,129百万円（前年同期は2,937百万円）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益5,567百万円、減価償却費942百万円、売上債権の増加額1,491百万円及び法人税等の支払額1,783百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,690百万円（前年同期は52百万円）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,069百万円及び投資有価証券の取得による支出311百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は2,414百万円（前年同期は1,460百万円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の純減少額850百万円、長期借入金の返済による支出778百万円、配当金の支払額608百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比(%)
臨床検査事業(百万円)	33,655	123.8
調剤薬局事業(百万円)	16,352	99.6
合計(百万円)	50,007	114.7

(注)金額は販売価額によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
臨床検査事業	33,636	123.0	322	94.5
調剤薬局事業	-	-	-	-
合計	33,636	123.0	322	94.5

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比(%)
臨床検査事業(百万円)	33,655	123.8
調剤薬局事業(百万円)	16,352	99.6
合計(百万円)	50,007	114.7

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 主要な販売先(総販売実績に対する割合が10%以上)に該当するものではありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

(概要および売上高・営業利益)

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績等の概要および売上高、営業利益は、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載しております。

(経常利益)

経常利益は、営業利益の増加の影響に加え、COVID-19対策関連の補助金142百万円の影響等により、前連結会計年度に比べ2,955百万円増加し経常利益は5,809百万円(同103.5%増)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増加の影響に加え、投資有価証券売却益55百万円を特別利益として計上すると共に、退職給付制度の改定による特別損失84百万円の影響により、前連結会計年度に比べ1,680百万円増加し、3,533百万円(同90.6%増)となりました。

財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、バランスシート重視の経営を行っており、資産効率性の状況を判断するための指標として、株主資本利益率(ROE)を主な経営指標としております。株主資本利益率(ROE)につきましては、中長期的には9%以上を目標としております。当連結会計年度の株主資本利益率(ROE)は、事業構造改革および固定費削減の影響による利益改善及び固定資産の売却等により、16.1%(前年同期比6.6ポイント改善)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要の主なものは、臨床検査事業における検査試薬や調剤薬局事業における医薬品の購入費のほか、各事業における人件費や製造・販売経費等があります。また、設備投資需要としては、臨床検査事業の検査設備や調剤薬局事業の店舗設備等があります。

当社グループでは事業活動に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用及び金融機関からの借入れにより資金調達を行っており、当社においてグループ全体の運転資金及び設備資金を一元管理しております。

運転資金は内部資金及び金融機関からの短期借入を基本としておりますが、当連結会計年度においてはCOVID-19拡大の影響がある中で手元資金確保のため、金融機関より長期借入による資金調達を行っております。また、当連結会計年度末現在において予定されている臨床検査事業の事務所建物・検査機器等や調剤薬局事業の店舗設備等の設備投資については、自己資金及び借入金を充当する予定です。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は4,070百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は10,643百万円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

業務・資本提携契約

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容
株式会社ファルコホールディングス(当社)	株式会社ODKソリューションズ	平成28年8月5日	業務提携 1. ITシステムに係る業務の委託 2. ITシステム開発における協力 3. 協業サービスの商品企画 4. 協業サービスの提供実現に向けたシステム開発及び導入 5. 協業サービスの共同営業展開 資本提携 株式の相互保有

5【研究開発活動】

当グループは、臨床検査事業においてゲノム医療に関する研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度に、当社の連結子会社である㈱ファルコバイオシステムズにおいて次世代がんゲノム医療についての共同研究を開始しました。

当連結会計年度の研究開発費の総額は300百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループは臨床検査事業を中心に、2,505百万円の設備投資を実施しました。

臨床検査事業においては、主に検査体制の整備・充実のため、総合研究所を中心に580百万円の設備投資を実施しました。

調剤薬局事業においては、主に調剤薬局の新規店舗開設のため、201百万円の設備投資を実施しました。

その他に、本店社屋及び事業用不動産の取得のため、1,465百万円の設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

令和4年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本店(京都市左京区)	全社(共通)	事務所用	293	5	4 (225)	-	-	303	2
大阪本部(大阪市中央区)	全社(共通)	事務所用	728	71	304 (297)	-	62	1,167	1

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含んでおりません。

(2) 子会社

令和4年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円) [百万円] <百万円>	工具器具 備品 (百万円)	土地 (百万円) [百万円] <百万円> (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
(株)ファルコパイ オシステムズ	総合研究所・京都 第一営業所 (京都府久世郡)	臨床検査事業	臨床検査機器 事務所用	158 [1,109]	184	[1,781] (13,507)	314	108	766	410
(株)ファルコパイ オシステムズ	東海中央研究所・ 名古屋第一営業所 (名古屋市守山区)	臨床検査事業	臨床検査機器 事務所用	11 [215]	57	-	172	25	267	215
(株)ファルコパイ オシステムズ	大阪事業所 (大阪市中央区)	臨床検査事業	臨床検査機器 事務所用	3 [332]	3	[588] (473)	42	21	70	127
(株)ファルコ ファーマシーズ	ファルコ薬局音羽 店他 (京都市山科区他)	調剤薬局事業	薬局店舗用	211	63	179 (910)	-	0	454	164
チューリップ調 剤(株)	チューリップ牛島 薬局他 (富山県富山市他)	調剤薬局事業	薬局店舗用	254 <30>	68	191 <74> (4,575)	-	0	514	229

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 上記中[]書は、提出会社から賃借しているものであります。

3. 上記中< >書は、関係会社から賃借しているものであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率などを総合的に勘案して策定しております。設備計画は、原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、策定にあたっては、提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設及び改修

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着 手	完 了	
(株)ファルコバイオシステムズ	久世郡久御山町	臨床検査事業	基幹研究所の検査機器等	500	-	自己資金	令和4年4月	令和5年3月	(注)1
(株)ファルコファーマシーズ	京都市中京区	調剤薬局事業	調剤薬局店舗	180	-	自己資金 及びリース	令和4年4月	令和5年3月	
チューリップ調剤(株)	富山県富山市	調剤薬局事業	調剤薬局店舗	120	-	自己資金 及びリース	令和4年4月	令和5年3月	
(株)ファルコホールディングス	大阪市中央区	全社(共通)	事務所用	200	-	自己資金	令和4年4月	令和4年12月	

(注)1. 計画完成後の生産能力は、当連結会計年度末とほぼ同程度の見込みであります。

2. 上記の投資予定額については、有形固定資産、無形固定資産及びリース契約による取得価額が含まれております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和4年6月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,280,177	11,280,177	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)	単元株式数 100株
計	11,280,177	11,280,177	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	平成29年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社の取締役 9
新株予約権の数(個)	112 [112]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,200 [11,200] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月28日 至 令和19年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,166 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(令和4年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(令和4年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数に関する事項

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、1個当たり100株とします。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」といいます。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権の行使期間内において、新株予約権を行使できるものとします。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、当社株式を対象とする公開買付けについて公開買付者から公開買付届出書が提出された場合及び以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会で承認された場合)は、当該日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとします。ただし、(注)4に記載の組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとします。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとします。
 - (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによりします。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の行使条件

(注)3に準じて決定します。

新株予約権の取得条項

以下の「新株予約権の取得条項」に準じて決定します。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

第2回新株予約権、第3回新株予約権

決議年月日	平成29年9月26日	平成30年8月7日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社の取締役 9	当社子会社の取締役 9
新株予約権の数(個)	303 [303]	207 [207]
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数 (株)	普通株式 30,300 [30,300] (注)1	普通株式 20,700 [20,700] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1	1
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月12日 至 令和19年10月11日	自 平成30年8月23日 至 令和20年8月22日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1,334円 資本組入額 (注)2	発行価格 1,404円 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

当事業年度の末日(令和4年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(令和4年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数に関する事項

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、1個当たり100株とします。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」といいます。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り(ただし、新株予約権の行使期間内とする。)、新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社株式を対象とする公開買付けについて公開買付者から公開買付届出書が提出された場合及び以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会で承認された場合）は、当該日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとします。ただし、（注）4に記載の組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとします。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとします。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の行使条件

（注）3に準じて決定します。

新株予約権の取得条項

以下の「新株予約権の取得条項」に準じて決定します。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日 (注)	1,000,000	11,280,177	-	3,371	-	3,208

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	20	23	87	64	9	7,093	7,296	-
所有株式数 (単元)	-	27,854	1,585	27,864	6,030	109	49,116	112,558	24,377
所有株式数の 割合(%)	-	24.75	1.41	24.76	5.36	0.10	43.64	100.00	-

- (注) 1. 自己株式757,941株は、「個人その他」に7,579単元、「単元未満株式の状況」に41株含まれております。
2. 信託型従業員持株インセンティブ・プランにより、野村信託銀行株式会社(ファルコホールディングス従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式64,200株は、「金融機関」に642単元含まれております。
3. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,101	10.46
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	521	4.96
ファルコホールディングス従業員持株会	京都市中京区河原町通二条上る一之船入町384番地	474	4.51
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	367	3.50
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	315	3.00
株式会社ピー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番3号	314	2.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	295	2.81
株式会社ホルスクリエーションズアカザワ	大阪府枚方市香里ヶ丘6丁目1番10号	252	2.39
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島3丁目3番23号	208	1.98
赤澤 寛治	大阪府枚方市	168	1.60
計	-	4,020	38.21

(注) 令和元年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社が令和元年10月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として令和4年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	315	2.80
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	209	1.85
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	42	0.38
計	-	567	5.03

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 757,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,497,900	104,979	-
単元未満株式	普通株式 24,377	-	-
発行済株式総数	11,280,177	-	-
総株主の議決権	-	104,979	-

(注)1.「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式900株(議決権の数9個)が含まれております。

2.「完全議決権株式(その他)」の欄には、信託型従業員持株インセンティブ・プランにより、野村信託銀行株式会社(ファルコホールディングス従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式64,200株(議決権の数642個)が含まれております。

3.「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式41株が含まれております。

【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ファルコホールディングス	京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地	757,900	-	757,900	6.72
計	-	757,900	-	757,900	6.72

(注)上記には、信託型従業員持株インセンティブ・プランにより、野村信託銀行株式会社(ファルコホールディングス従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式64,200株を含めておりません。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、平成29年9月より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

本プランは、「ファルコホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ファルコホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

役員・従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

356,000株

当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

受益者適格要件を充足する持株会会員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	145	258,875
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストックオプションの権利行使によるもの)	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	20,800	33,990,758	-	-
保有自己株式数	757,941	-	757,941	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3. 処理自己株式には、野村信託銀行株式会社(ファルコホールディングス従業員持株会専用信託口)からファルコホールディングス従業員持株会への売渡しによる株式は含まれておりません。また、保有自己株式には、野村信託銀行株式会社(ファルコホールディングス従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、強固な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当を維持しながら、内部留保の充実、業績等に応じた適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

また、連結業績に連動しつつ、配当の安定性とのバランスを鑑み、剰余金の配当に自己株式の取得その他還元策を含め株主総還元額とし、連結純資産総還元率は3%程度を目標としております。

当社は、中間（第2四半期末）配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間（第2四半期末）配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり中間配当28円、期末配当については普通配当28円に記念配当8円を加え、合わせて1株当たり64円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、臨床検査事業におきましては検査設備の拡充や合理化のための設備投資に、調剤薬局事業におきましては新規店舗への投資などに活用してまいります。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
令和3年11月9日 取締役会決議	294	28.00
令和4年6月22日 定時株主総会決議	378	36.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの目的を長期にわたる株主利益の増大と考えており、「経営の透明性の確保と迅速・明確な意思決定」、「コンプライアンス経営の強化」、「株主への説明責任の充実」、「リスクマネジメントの強化」及び「企業倫理の確立」の実行に全社を挙げて取り組んでおります。

なお、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るために、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 企業統治体制の概要

当社の取締役会は、代表取締役2名、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名（うち2名は社外取締役）、監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）の計12名で構成されており、原則として毎月1回開催しているほか、機動的に臨時取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図っております。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がなされるとともに、経営上の重要な事項を決定し、経営の適正化に努めております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名（うち2名は社外取締役）で構成されております。監査等委員会を原則として毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催し、監査体制の充実を図ることで経営監督機能を高めております。

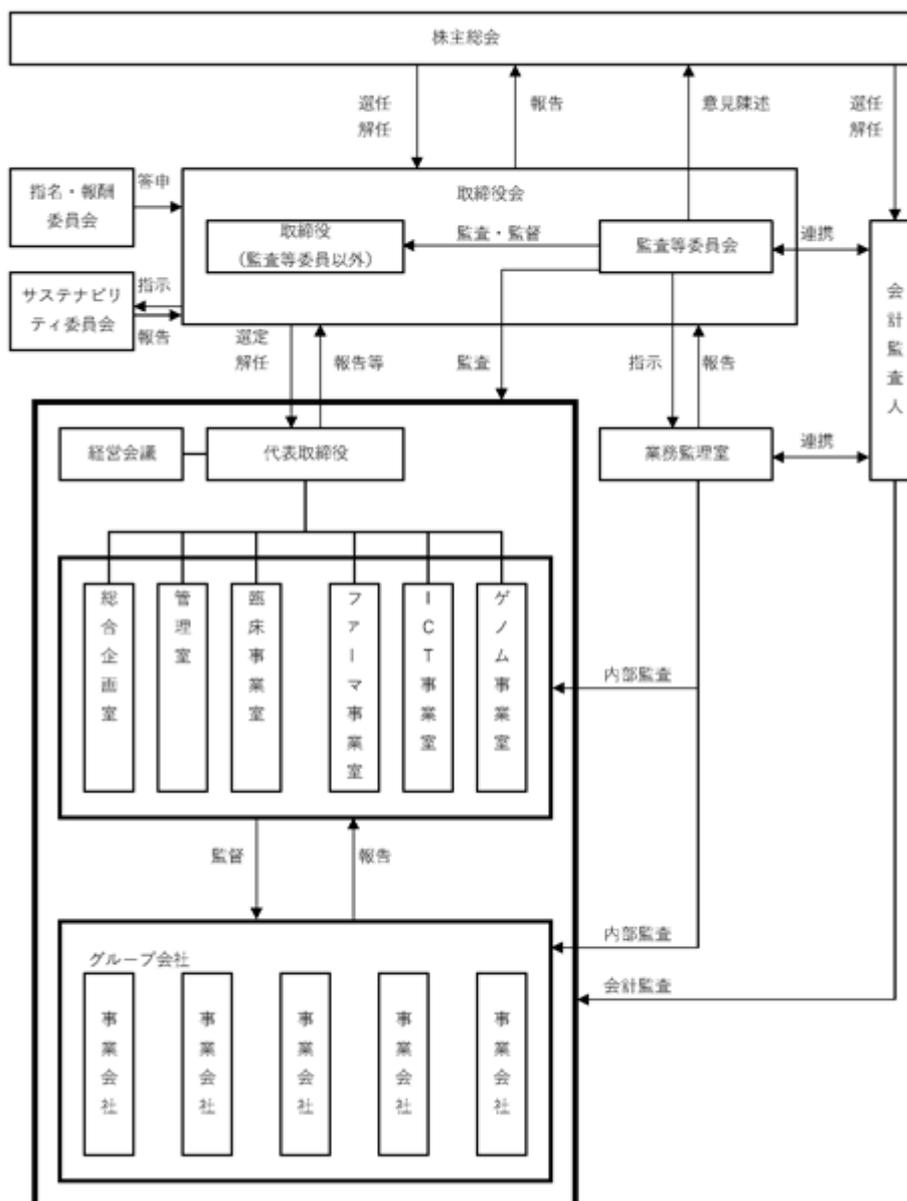
また、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入し、取締役数の適正化により的確かつ迅速な経営判断ができる体制を整えております。

取締役会及び監査等委員会の構成員は次のとおりであります。（ は議長を表す。）

役職	氏名	取締役会	監査等委員会
代表取締役社長	安田 忠史		
代表取締役副社長	松原 宣正		
常務取締役	河田 與一		
取締役	大西 規和		
取締役	郷田 哲夫		
取締役	福井 崇史		
取締役	村上 恭子		
社外取締役	永島 恵津子		
社外取締役	内藤 欣也		
常勤監査等委員である 取締役	江口 宏志		
監査等委員である社外 取締役	勝山 武彦		
監査等委員である社外 取締役	高坂 佳郁子		

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図は、以下のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンス体制模式図】



2) 当該体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査等委員会設置会社であり、提出日現在、取締役会は12名（うち4名は社外取締役）、監査等委員会は3名（うち2名は社外取締役）で構成され、迅速・明確な意思決定を図り、経営の効率化を図りつつ、その公正性・透明性の向上に努めております。

また、監査等委員3名が取締役会に出席することにより、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督しており、経営の監視機能面では十分な体制が整っているものと判断しております。

企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、次のように整備しております。

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

）当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、企業市民として社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「ファルコ行動憲章」を制定するとともに、その周知徹底を行っております。

）コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置しております。

）財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告しております。

-) 「ファルコ行動憲章」の違反またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用し、コンプライアンスに係る問題の早期発見を図っております。
-) 反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備しております。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存しております。また、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる状態にあります。
 - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 -) 「総合リスク管理規程」に基づき、ファルコホールディングスグループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置しております。
 -) リスク管理委員会は、各部門担当取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援・提言を行うとともに、定期的に取締役会に報告しております。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 -) 取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度予算等を決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行っております。
 -) 当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、必要に応じて代表取締役の諮問機関を設置しております。
 -) 各組織・役職等の役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行っております。
 - ・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 -) グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行っております。
 -) 内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行っております。
 -) 当社及び各事業会社における内部統制報告制度の整備・運営を適正に図るため、当社に事務局を設置して、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行っております。
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の求めに応じて、会社使用人の中から補助使用人として監査補助の任に当たらせることとしております。
 - ・監査等委員会の補助使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前記の補助使用人が兼任で監査等委員会の補助職務を担う場合、補助使用人は監査等委員会の補助職務に關し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとしております。また、補助使用人の人事異動(異動先を含む)、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の事前同意を得た上で行っております。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 -) 当社及び各事業会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対して、「当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項」、「毎月の経営状況として重要な事項」、「重大な法令・定款違反」、「内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項」、「コンプライアンスに係る問題の相談・通報窓口への通報状況とその内容」、「コンプライアンス上重要な事項」、「重要な訴訟・係争に関する事項」を速やかに報告しております。
 -) 監査等委員会への報告を行った当社及び各事業会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して、不利益な取扱いを行わないものとしております。
 - ・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 -) 当社及び各事業会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会の定期的な意見交換会を設けております。監査等委員会は独自に顧問弁護士に委嘱し、特に専門性の高い法務・会計事項についてはより高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障しております。
 -) 当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年度一定額の予算を設けております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款に定めた額の範囲内である5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査等委員である社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名以内、監査等委員である取締役5名以内とする旨を定款に定めております。

5) 取締役選任の決議要件

当社の取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

6) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

i) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

) 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員の責任免除

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員（取締役であった者、監査等委員であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 3名 (役員のうち女性の比率 25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	安田 忠史	昭和33年 8月 9日生	平成 7年 2月 (株)ファルコバイオシステムズ (現当社) 入社 平成10年12月 当社経営企画部長 平成12年 7月 当社経理部長 平成15年 4月 当社経理部長(兼)経営企画室長 平成15年12月 当社取締役経理部長(兼)経営企画室長 平成17年10月 当社取締役経営企画室長 平成17年12月 当社常務取締役経営企画本部長(兼)事業開発本部長 平成18年 9月 当社常務取締役経営企画本部長(兼)バイオ事業本部長 平成19年 9月 当社常務取締役企画管理本部長 平成20年 1月 当社専務取締役企画管理本部長 平成22年 3月 当社専務取締役戦略業務室長(兼)ファーマ事業室長 平成22年 8月 (株)ファルコビジネスサポート代表取締役社長 平成25年 6月 当社取締役戦略業務室長 平成27年 6月 (株)ファルコバイオシステムズ代表取締役 平成27年 6月 (株)ファルコファーマシーズ代表取締役 平成27年 6月 当社取締役副社長戦略業務室長 平成29年 6月 当社代表取締役社長戦略業務室長 平成29年 7月 当社代表取締役社長管理室長 平成30年 6月 (株)ファルコバイオシステムズ代表取締役会長 平成30年 6月 (株)ファルコビジネスサポート代表取締役会長 平成30年 6月 当社代表取締役社長 平成31年 4月 当社代表取締役社長(兼)経営企画室長 令和 3年 6月 当社代表取締役社長 (現任) (株)ファルコビジネスサポート代表取締役会長 (現任)	(注) 2	30

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役副社長	松原 宣正	昭和34年2月19日生	平成元年4月 (株)関西医学検査センター(現当社)入社 平成20年9月 当社総務部長 平成22年4月 当社戦略業務室副室長 平成26年7月 当社執行役員戦略業務室副室長 平成27年6月 (株)ファルコファーマシーズ代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役ファーマ事業室長 平成28年6月 (株)ファルコバイオシステムズ代表取締役副社長 平成28年6月 チューリップ調剤(株)代表取締役 平成29年6月 当社常務取締役ファーマ事業室長(兼)事業開発室長 平成30年6月 チューリップ調剤(株)代表取締役社長 平成30年6月 当社常務取締役ファーマ事業室長 平成31年4月 当社代表取締役専務(兼)ファーマ事業室長 令和元年5月 (株)ファルコバイオシステムズ代表取締役社長 令和元年5月 当社代表取締役専務(兼)臨床事業室長(兼)ファーマ事業室長 令和3年6月 当社代表取締役専務(兼)社長補佐(兼)管理室長(兼)臨床事業室長 (株)ファルコファーマシーズ代表取締役会長(現任) チューリップ調剤(株)代表取締役会長 (株)ファルコビジネスサポート代表取締役社長 令和4年6月 当社代表取締役副社長(現任) (株)ファルコバイオシステムズ代表取締役会長(現任) チューリップ調剤(株)取締役会長(現任) (株)ファルコビジネスサポート取締役(現任)	(注)2	16
常務取締役 臨床事業室長	河田 與一	昭和37年3月30日生	平成4年11月 (株)ファルコバイオシステムズ(現当社)入社 平成29年7月 (株)ファルコバイオシステムズ執行役員臨床検査部長 平成30年6月 (株)ファルコバイオシステムズ取締役臨床検査本部長 平成30年6月 当社取締役臨床事業室副室長(兼)事業開発室副室長 平成31年4月 当社取締役臨床事業室副室長(兼)経営企画室副室長 令和3年6月 当社取締役臨床事業室副室長 (株)ファルコバイオシステムズ常務取締役臨床検査本部長 令和4年6月 当社常務取締役臨床事業室長(現任) (株)ファルコバイオシステムズ代表取締役社長(現任)	(注)2	6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 総合企画室長 ファーマ事業室副室長	大西 規和	昭和41年8月20日生	平成24年1月 (株)ファルコビジネスサポート入社 平成27年7月 (株)ファルコビジネスサポート執行役員人事部長 平成29年6月 (株)ファルコビジネスサポート取締役人事部長 平成29年7月 当社執行役員管理室副室長 平成30年6月 (株)ファルコビジネスサポート代表取締役社長 平成30年6月 当社取締役管理室長(兼)事業開発室長 平成31年4月 当社取締役管理室長(兼)経営企画室副室長 令和3年6月 当社取締役総合企画室長 (株)ファルコビジネスサポート取締役(現任) 令和4年6月 当社取締役総合企画室長(兼)ファーマ事業室副室長(現任) (株)ファルコファーマシーズ代表取締役専務(現任) チューリップ調剤(株)代表取締役専務(現任)	(注)2	5
取締役 ICT事業室長 臨床事業室副室長	郷田 哲夫	昭和41年2月26日生	平成28年4月 (株)ファルコバイオシステムズ入社 平成29年7月 (株)ファルコバイオシステムズ執行役員臨床営業部長 平成29年10月 (株)ファルコバイオシステムズ執行役員臨床営業本部長 平成30年7月 (株)ファルコバイオシステムズ常務執行役員臨床営業本部長 平成30年10月 当社臨床事業室副室長(理事)(兼)事業開発室副室長(理事) 平成31年4月 当社臨床事業室副室長(理事) 令和元年6月 当社取締役臨床事業室副室長 (株)ファルコバイオシステムズ取締役臨床営業本部長 令和2年7月 当社取締役臨床事業室副室長(兼)経営企画室副室長 令和3年6月 当社取締役開発室長(兼)臨床事業室副室長 (株)ファルコバイオシステムズ常務取締役臨床営業本部長 令和4年6月 当社取締役ICT事業室長(兼)臨床事業室副室長(現任) (株)ファルコバイオシステムズ専務取締役(現任) (株)ファルコビジネスサポート代表取締役社長(現任)	(注)2	4
取締役 ゲノム事業室長	福井 崇史	昭和40年10月12日生	平成14年11月 (株)ファルコバイオシステムズ(現当社)入社 平成31年4月 (株)ファルコバイオシステムズ バイオメディカル部検査グループ長(副部長) 令和元年6月 (株)ファルコバイオシステムズ バイオメディカル事業部部長代行(副部長) 令和2年4月 (株)ファルコバイオシステムズ バイオメディカル事業部部長 令和3年6月 当社取締役臨床事業室副室長 (株)ファルコバイオシステムズ取締役バイオメディカル事業部長 令和4年6月 当社取締役ゲノム事業室長(現任) (株)ファルコバイオシステムズ常務取締役(現任)	(注)2	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 ファーマ事業室長	村上 恭子	昭和38年1月16日生	平成7年10月 チューリップ調剤㈱入社 平成16年3月 チューリップ調剤㈱執行役員第二業務部部长 平成23年4月 チューリップ調剤㈱執行役員業務本部副本部長 平成24年4月 チューリップ調剤㈱執行役員企画推進部長 平成27年6月 チューリップ調剤㈱取締役企画推進部長 平成28年4月 チューリップ調剤㈱取締役企画推進部長(兼)管理部長 平成29年6月 チューリップ調剤㈱常務取締役企画推進部長(兼)管理部長 ㈱ファルコファーマシーズ取締役 平成29年7月 当社執行役員ファーマ事業室副室長 平成30年6月 チューリップ調剤㈱常務取締役薬局事業本部長(兼)薬局統括部長 令和2年11月 チューリップ調剤㈱常務取締役事業本部長(兼)開発室長 令和3年4月 チューリップ調剤㈱常務取締役事業本部長 ㈱ファルコファーマシーズ顧問 令和3年6月 当社取締役ファーマ事業室長(現任) ㈱ファルコファーマシーズ代表取締役社長(現任)	(注)2	3
取締役	永島 恵津子	昭和29年8月23日生	昭和53年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和55年7月 公認会計士附柴会計事務所入所 昭和57年8月 公認会計士登録 昭和63年6月 公認会計士永島会計事務所設立、代表(現任) 平成20年4月 監査法人ベリタス代表社員 平成27年6月 ブルドックソース㈱社外監査役 平成28年6月 ブルドックソース㈱社外取締役(監査等委員)(現任) 令和元年6月 住友ベークライト㈱社外監査役 令和2年6月 当社監査役 令和3年6月 当社取締役(現任) 住友ベークライト㈱社外取締役(現任)	(注)2	1
取締役	内藤 欣也	昭和30年11月24日生	昭和61年4月 弁護士登録(大阪弁護士会入会) 鎌倉法律事務所入所 平成2年4月 小寺・内藤法律事務所設立 平成11年3月 内藤法律事務所設立 平成16年2月 みずほパートナーズ法律事務所設立 平成24年4月 大阪弁護士会副会長 平成26年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事 平成28年6月 上新電機㈱社外監査役 平成28年6月 当社取締役(現任) 平成29年3月 大阪市開発審査会委員 平成29年4月 内藤法律事務所設立、代表(現任) 平成29年6月 上新電機㈱社外取締役(現任) 平成31年4月 大阪府人事監察委員会委員 令和2年1月 大阪市開発審査会会長	(注)2	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	江口 宏志	昭和32年3月7日生	昭和56年3月 ㈱関西医学検査センター(現当社)入社 平成26年6月 ㈱ファルコバイオシステムズ常務取締役 平成27年6月 当社取締役臨床事業室長 ㈱ファルコバイオシステムズ代表取締役社長 平成29年6月 当社常務取締役臨床事業室長 令和元年5月 ㈱ファルコバイオシステムズ取締役会長 令和2年3月 当社業務監理室長 令和2年6月 当社監査役 令和3年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	11
取締役 (監査等委員)	勝山 武彦	昭和40年11月16日生	平成7年8月 公認会計士開業登録 平成7年10月 税理士堀三芳事務所入所 同公認会計士(現任) 平成7年11月 税理士登録 平成19年12月 枚方市代表監査委員(現任) 平成28年6月 当社監査役 平成29年7月 大阪府後期高齢者医療広域連合代表監査委員 平成30年6月 当社取締役 令和3年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	1
取締役 (監査等委員)	高坂 佳郁子	昭和51年9月20日生	平成14年10月 弁護士登録、色川法律事務所入所 平成21年1月 色川法律事務所パートナー(現任) 平成24年4月 同志社大学法科大学院嘱託講師 平成28年6月 日本山村硝子㈱社外監査役 平成29年6月 日本山村硝子㈱社外取締役(監査等委員)(現任) 平成29年6月 アジア太平洋トレードセンター㈱社外監査役(現任) 平成30年3月 東洋炭素㈱社外監査役(現任) 平成30年6月 当社監査役 令和3年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					85

(注)1. 取締役永島恵津子、内藤欣也、勝山武彦及び高坂佳郁子は、社外取締役であります。

2. 令和4年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3. 令和3年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
内藤 欣也	昭和30年11月24日生	昭和61年4月 弁護士登録(大阪弁護士会入会) 鎌倉法律事務所入所 平成2年4月 小寺・内藤法律事務所設立 平成11年3月 内藤法律事務所設立 平成16年2月 みずほパートナーズ法律事務所設立 平成24年4月 大阪弁護士会副会長 平成26年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事 平成28年6月 上新電機㈱社外監査役 平成28年6月 当社取締役(現任) 平成29年3月 大阪市開発審査会委員 平成29年4月 内藤法律事務所設立、代表(現任) 平成29年6月 上新電機㈱社外取締役(現任) 平成31年4月 大阪府人事監察委員会委員 令和2年1月 大阪市開発審査会会長	2

社外役員の状況

当社は社外取締役2名及び監査等委員である社外取締役2名を選任しております。

社外取締役の永島恵津子氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する相当の知見、豊富な経験及び幅広い見識を有しておられることから、企業財務を踏まえた客観的な視点で経営を監督できる人材として、当社の社外取締役として選任されております。また、同氏は当社の株式を保有しております。この他に同氏と当社との間に人的関係・資本的关系その他の利害関係はありません。

社外取締役の内藤欣也氏は、弁護士としての豊富な経験、法務に関する専門知識及び高い見識を有していることから、法令を踏まえた客観的な視点で経営を監督できる人材として、当社の社外取締役として選任されております。また、同氏は当社の株式を保有しております。同氏は他社の社外役員を兼任しておりますが、上記の他に同氏と当社との間に人的関係・資本的关系その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の勝山武彦氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する相当の知見、豊富な経験及び幅広い見識を有しておられることから、当社業務執行の適法性を監査する監査等委員である社外取締役として選任されております。また、同氏は当社の株式を保有しております。この他に同氏と当社との間に人的関係・資本的关系その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の高坂佳郁子氏は、弁護士としての豊富な経験と法務に関する高度な専門知識を有していることから、当社業務執行の適法性を監査する監査等委員である社外取締役として選任されております。同氏は他社の社外役員を兼任しております。同氏と当社との間に人的関係・資本的关系その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、社外取締役及び監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、独立性を確保するため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、専門知識及び幅広い経験・見識等を有し、社外の客観的・中立的立場から監査、助言等の職務を適切に遂行し得る者を選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会と会計監査人の連携状況につきましては、期初に会計監査人より監査体制及び監査計画が当社監査等委員会に示され、法定監査終了後に会計監査人から当社監査等委員会に監査結果報告が行われます。また、当社内部監査部門とは、必要に応じて監査等委員会と調整を行い、厳正な監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

1) 組織、人員

当社は、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会における承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会は、監査等委員である社内常勤取締役1名、監査等委員である社外非常勤取締役2名（うち1名は女性）の3名で構成されております。

2) 活動状況

監査等委員会は、原則として毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催しております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を合計14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
江口 宏志	14回	14回（100%）
勝山 武彦	11回	11回（100%）
高坂 佳郁子	14回	14回（100%）

勝山氏は、令和3年6月22日より就任しております。

3) 監査活動の概要

監査等委員会における主な検討事項としましては、監査役監査計画の策定、取締役会議案の事前確認、内部統制システムの整備運用状況の確認、会計監査人の監査実施状況及び職務執行状況の確認等です。

常勤及び社外監査役の主な活動としましては、取締役会へ出席し、取締役の職務執行の監督を強化するとともに、社内重要会議への出席、経営に係る重要な決裁書類等の閲覧、取締役及び従業員からの営業報告の聴取など、グループ全体の業務及び財産を調査しております。

また、会計監査人と内部監査部門とは定期的に連絡会を設け、緊密な連携を保ち、合理的な監査の実施に努めております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、業務監理室が会社財産の保全並びに経営効率の向上に資することを目的とし、当社及び事業会社のすべての部門を対象に、内部監査規程に基づいて、法令、定款、社内諸規程の遵守状況を調査し、社長への報告並びに各部署への適切な指導を行っております。業務監理室の人員は4名ですが、必要に応じて監査等委員及び会計監査人と調整を行い、効率的な監査の実施に努めております。

会計監査の状況

1) 監査法人の名称

PwC京都監査法人

2) 継続監査期間

25年間

3) 業務を執行した公認会計士

松永 幸廣

浦上 卓也

4) 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、公認会計士試験合格者等3名、その他11名であります。

5) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定方針について、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを参考として、会計監査人候補を総合的に評価し、会計監査人を選定しております。

6) 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査等委員会は、監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

監査報酬の内容等

1) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	37	-	37	-
連結子会社	-	-	-	-
計	37	-	37	-

2) 監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬（の1）を除く）

該当事項はありません。

3) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

4) 監査報酬の決定方針

監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで決定しております。

5) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、監査方法及び監査内容など確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日につきましては、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会での決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額を年額4億円以内（うち、社外取締役は年額400万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額600万円以内としております。

また、令和2年6月23日開催の第33回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役を対象に、報酬限度額の範囲内にて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

なお、当社子会社の取締役を兼任する者については、当該子会社の報酬の一部として株式報酬型ストックオプションを付与しております。

当社は、令和3年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役による関与・助言の機会が適切に確保されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです。

1) 基本報酬に関する方針

役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献を基本とし、他社水準、従業員給与の水準をも考慮し、個人別基本報酬月額を決定する。

報酬決定のために、上記要素を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、独立社外取締役の意見を聴取した上で、取締役会にて決定する。

個人別の基本報酬額の決定については、代表取締役へ委任する。

2) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的とすると同時に、株主との利益意識の共有を一層促すことを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。

個人別の譲渡制限付株式報酬の額については、役位、職責、在任年数、業績貢献に基づき、代表取締役へ委任し決定する。

3) 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役：当社の事業特性により中長期的かつ安定的な企業価値向上を促進する観点から、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献に応じて、報酬等の種類別割合を決定する。

非業務執行取締役：独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、基本報酬のみとする。

4) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬：月例固定払いとする。

株式報酬：事前交付型（任期開始時に交付）とする。

5) 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の額とする。

委任を受けた代表取締役は、取締役会において決定された算定基準に基づき、個人別の報酬額を決定するとともに決定結果を独立社外取締役に報告する。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	183	156	-	26	7
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	10	10	-	-	1
監査役 （社外監査役を除く）	4	4	-	-	1
社外役員	24	24	-	-	7

(注) 1. 上表には、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。

なお、当社は令和3年6月22日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 上表以外に、当事業年度において役員を兼務する当社子会社から、役員として受けた報酬等があります。

3. 非金銭報酬等の内容は、「役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載のとおりであります。

4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の賞与も含めた報酬等の額は、平成22年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
また、上記の報酬等の額の枠内で、令和2年6月23日開催の第33回定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の額として年額1億円以内、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。
5. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の賞与も含めた報酬等の額は、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会において、年額5億円以内（うち、社外取締役分は年額40百万円以内。但し、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は9名（うち、社外取締役2名）です。
また、上記の報酬等の額の枠内で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の額として年額1億円以内、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は7名です。
6. 監査等委員の賞与も含めた報酬等の額は、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の監査等委員の員数は3名です。
7. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の賞与も含めた報酬等の額は、平成22年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の監査役の員数は4名です。
8. 取締役会は、代表取締役社長安田忠史氏及び代表取締役専務松原宣正氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の株式報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の意見を聴取した上で取締役会にて決定した算定基準をもとに内容を決定し、決定結果を独立社外取締役に報告しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1) 当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有しています。また、個別の政策保有株式について定期的に精査を実施し、保有の妥当性について検証しています。

2) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	8	1,456

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

3) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ODKソリューションズ	850,000	850,000	システム委託他取引関係の強化	有
	533	639		
(株)京都銀行	50,010	50,010	資金調達等安定的な取引関係の強化	有
	267	340		
(株)松風	166,500	166,500	医療業種として情報交換等関係の維持	有
	259	330		
(株)ニイタカ	42,900	42,900	衛生材料等の取引関係の強化	有
	103	113		
(株)学研ホールディングス	100,000	100,000	調剤薬局事業等の取引関係の強化	有
	95	145		
ナカバヤシ(株)	160,200	160,200	資材等の取引関係の強化	有
	79	98		
(株)中央倉庫	78,000	78,000	物流倉庫取引関係の強化	有
	77	88		
岩井コスモホールディングス(株)	30,000	30,000	主に金融取引等の関係の強化	有
	39	53		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	7	2,232	6	1,921

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	97	55	193

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各セミナー等へ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,618	10,643
受取手形及び売掛金	6,812	17,870
商品及び製品	838	1,020
仕掛品	61	70
原材料及び貯蔵品	682	760
その他	1,443	2,304
貸倒引当金	7	1
流動資産合計	21,449	22,668
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,136	8,586
減価償却累計額	4,230	4,471
建物及び構築物(純額)	3,905	4,114
工具、器具及び備品	4,103	4,406
減価償却累計額	3,619	3,686
工具、器具及び備品(純額)	483	719
土地	3,945	4,589
リース資産	1,257	1,328
減価償却累計額	495	721
リース資産(純額)	762	607
建設仮勘定	102	616
その他	0	11
減価償却累計額	0	1
その他(純額)	0	10
有形固定資産合計	9,200	10,658
無形固定資産		
のれん	45	28
ソフトウェア	495	466
その他	40	0
無形固定資産合計	580	495
投資その他の資産		
投資有価証券	3,824	3,801
繰延税金資産	1,048	1,258
その他	975	1,382
貸倒引当金	9	8
投資その他の資産合計	5,839	6,434
固定資産合計	15,619	17,588
資産合計	37,069	40,256

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,737	5,384
短期借入金	1,150	300
1年内返済予定の長期借入金	664	715
リース債務	275	262
未払金	759	1,037
未払法人税等	859	1,725
賞与引当金	529	610
その他	1,263	2,135
流動負債合計	10,239	11,389
固定負債		
長期借入金	3,170	2,340
リース債務	645	451
繰延税金負債	236	209
役員退職慰労引当金	252	-
退職給付に係る負債	1,846	1,919
資産除去債務	130	133
その他	61	334
固定負債合計	6,343	5,389
負債合計	16,583	16,778
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,371	3,371
資本剰余金	3,387	3,387
利益剰余金	14,555	17,479
自己株式	1,477	1,343
株主資本合計	19,837	22,895
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	566	500
その他の包括利益累計額合計	566	500
新株予約権	82	82
純資産合計	20,485	23,478
負債純資産合計	37,069	40,256

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	43,608	1 50,007
売上原価	29,910	32,683
売上総利益	13,698	17,323
販売費及び一般管理費	2 11,083	2, 3 11,827
営業利益	2,614	5,496
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	112	127
貸倒引当金戻入額	0	6
補助金収入	107	142
その他	100	74
営業外収益合計	321	351
営業外費用		
支払利息	31	27
支払手数料	5	5
保険解約損	12	-
投資運用損	9	1
契約解約損	10	-
研究用試薬廃棄損	6	-
その他	6	3
営業外費用合計	81	38
経常利益	2,853	5,809
特別利益		
固定資産売却益	264	-
投資有価証券売却益	118	55
事業譲渡益	-	15
その他	9	-
特別利益合計	391	70
特別損失		
固定資産除却損	4 10	4 1
投資有価証券売却損	2	-
投資有価証券評価損	-	51
減損損失	5 197	5 173
退職給付費用	-	6 84
新型コロナウイルス対応による損失	7 103	-
建設計画変更損失	22	-
その他	16	1
特別損失合計	353	312
税金等調整前当期純利益	2,892	5,567
法人税、住民税及び事業税	1,110	2,245
法人税等調整額	72	211
法人税等合計	1,038	2,034
当期純利益	1,853	3,533
親会社株主に帰属する当期純利益	1,853	3,533

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益	1,853	3,533
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	600	65
その他の包括利益合計	600	65
包括利益	2,453	3,468
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,453	3,468

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,371	3,391	13,223	1,157	18,828
当期変動額					
剰余金の配当			269		269
剰余金の配当（中間配当）			252		252
親会社株主に帰属する当期純利益			1,853		1,853
自己株式の取得				449	449
自己株式の処分		4		129	125
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	4	1,332	319	1,008
当期末残高	3,371	3,387	14,555	1,477	19,837

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	34	34	98	18,893
当期変動額				
剰余金の配当				269
剰余金の配当（中間配当）				252
親会社株主に帰属する当期純利益				1,853
自己株式の取得				449
自己株式の処分				125
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	600	600	16	584
当期変動額合計	600	600	16	1,592
当期末残高	566	566	82	20,485

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,371	3,387	14,555	1,477	19,837
当期変動額					
剰余金の配当			315		315
剰余金の配当（中間配当）			294		294
親会社株主に帰属する当期純利益			3,533		3,533
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		134	134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	2,924	133	3,058
当期末残高	3,371	3,387	17,479	1,343	22,895

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	566	566	82	20,485
当期変動額				
剰余金の配当				315
剰余金の配当（中間配当）				294
親会社株主に帰属する当期純利益				3,533
自己株式の取得				0
自己株式の処分				134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	65	65	-	65
当期変動額合計	65	65	-	2,992
当期末残高	500	500	82	23,478

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 至	令和2年4月1日 令和3年3月31日)	(自 至	令和3年4月1日 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益		2,892		5,567
減価償却費		937		942
減損損失		197		173
のれん償却額		16		16
新型コロナウイルス対応による損失		103		-
貸倒引当金の増減額(は減少)		1		7
退職給付に係る負債の増減額(は減少)		8		73
受取利息及び受取配当金		113		127
支払利息		31		27
補助金収入		107		142
事業譲渡損益(は益)		-		15
固定資産売却損益(は益)		247		-
固定資産除却損		10		1
投資有価証券売却損益(は益)		115		55
投資有価証券評価損益(は益)		-		51
売上債権の増減額(は増加)		892		1,491
棚卸資産の増減額(は増加)		94		269
仕入債務の増減額(は減少)		596		685
その他		430		222
小計		3,652		5,654
利息及び配当金の受取額		113		127
利息の支払額		26		25
解体撤去費用の支払額		75		-
検査再構築による支払額		157		-
新型コロナウイルス対応による損失の支払額		103		-
補助金の受取額		84		157
法人税等の支払額		548		1,783
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,937		4,129
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		1,333		2,069
有形固定資産の売却による収入		1,856		-
無形固定資産の取得による支出		280		125
事業譲渡による収入		-		16
投資有価証券の取得による支出		650		311
投資有価証券の売却による収入		403		224
差入保証金の回収による収入		4		158
保険積立金の解約による収入		177		-
差入保証金の差入による支出		197		26
その他		32		556
投資活動によるキャッシュ・フロー		52		2,690
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額(は減少)		950		850
長期借入れによる収入		4,000		-
長期借入金の返済による支出		446		778
ファイナンス・リース債務の返済による支出		278		286
配当金の支払額		520		608
自己株式の取得による支出		449		0
自己株式の売却による収入		106		108
その他		0		-
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,460		2,414
現金及び現金同等物に係る換算差額		0		0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		4,345		975
現金及び現金同等物の期首残高		7,272		11,618
現金及び現金同等物の期末残高		11,618		10,643

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

㈱ファルコバイオシステムズ

㈱アテスト

㈱ファルコファーマシーズ

チューリップ調剤㈱

㈱ファルコビジネスサポート

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

商品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法により償却しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。

平成19年4月1日以降に取得したものは定率法により償却しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～65年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間(3年)に基づく定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース資産については、リース契約期間に基づくリース期間定額法により償却しております。

長期前払費用

支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生した連結会計年度において一括で費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(臨床検査事業)

臨床検査等は、主に医療機関等から依頼された臨床検査等に基づき、検査結果等の約束した財又はサービスの支配が報告又は検収等により顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、取引の対価は概ね3カ月以内に受領しており重大な金融要素は含んでおりません。

試薬販売等は、主に医療機関等との試薬等の販売契約に基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、取引の対価は概ね2カ月以内に受領しており重大な金融要素は含んでおりません。

(調剤薬局事業)

主に、患者等から応需した処方箋に基づき、薬剤及び服薬説明等の約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、取引の対価は概ね2カ月以内に受領しており重大な金融要素は含んでおりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間から20年間の均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

棚卸資産に係る控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

減損会計

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

前連結会計年度	臨床検査事業	調剤薬局事業	その他	合計
減損損失	4	64	128	197
有形固定資産、無形固定資産 およびリース資産	1,972	986	6,821	9,780

(単位：百万円)

当連結会計年度	臨床検査事業	調剤薬局事業	その他	合計
減損損失	0	35	137	173
有形固定資産、無形固定資産 およびリース資産	1,905	1,047	8,200	11,153

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産、無形固定資産、リース資産

当社グループは、事業環境の変化等により自社が保有する固定資産の価値が大幅に下落した場合並びに店舗等の収益が低下した場合等、資産グループごとに回収可能性を判断し、その不足額がある場合には減損損失を計上しております。調剤薬局事業においては店舗単位、臨床検査事業においては会社単位、その他(全社的な資産等)は個別単位でグルーピングを行っております。減損損失の認識の判定は、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較により行い、減損損失の測定は、将来的な使用価値または正味売却価額により行っております。上記の判定および測定に用いる主要な仮定は、当社取締役会で承認された事業計画等に基づいており、当該事業計画は臨床検査事業の受託検体数等、調剤薬局事業の薬価改定等の影響および処方箋枚数等を想定して作成されたものであります。また使用価値の算定においては、資本コストに基づく割引率を使用し、正味売却価額には不動産鑑定評価額等を使用しています。

税効果会計

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	1,048	1,258
繰延税金負債	236	209

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産、繰延税金負債

当社グループを取り巻く直近(当期及び過去3年)の事業環境および課税所得水準を踏まえて会社分類を行い、翌期以降の事業計画、将来予想課税所得、将来減算(加算)一時差異の解消時期のスケジューリング等を行い、繰延税金資産および繰延税金負債の回収可能性を判断しております。

また、貸借対照表日現在で適用されている当社および事業会社ごとに適用される税制および税率を用いて評価を行っております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度については新たな表示方法により組替は行っておりません。また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、平成29年9月より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

本プランは、「ファルコホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ファルコホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、信託設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度204百万円、125,700株、当連結会計年度104百万円、64,200株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度166百万円、当連結会計年度51百万円

(会計上の見積りに対するCOVID-19感染拡大の影響)

当社グループは、COVID-19の拡大に大きな影響を受ける環境下にあります。感染拡大はCOVID-19関連検査の受託検体数の増加要因となる一方、医療機関を受診する患者数を減少させ、COVID-19関連検査以外の受託検体数及び調剤薬局の処方箋枚数の減少要因となります。今後COVID-19の短期間での感染収束は困難であると見られることから、当社グループは翌連結会計年度において受託するCOVID-19関連検査は、オミクロン株以降の令和4年1月～3月の状況から徐々に減少しつつも一定程度継続するとの想定に基づき会計上の見積りを行い、固定資産の減損・繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。

なお、上記仮定には不確実性があるため、今後の状況の変化により当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

当連結会計年度 (令和4年3月31日)	
受取手形	34百万円
売掛金	7,835

2 流動負債のその他に含まれる契約負債の金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (令和4年3月31日)	
契約負債	39百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
運送費	234百万円	273百万円
貸倒引当金繰入額	0	1
役員報酬	298	379
給料及び賞与	3,858	4,131
賞与引当金繰入額	216	238
退職給付費用	136	137
役員退職慰労引当金繰入額	47	23
福利厚生費	1,052	1,100
減価償却費	223	222
賃借料	572	589
消耗品費	1,004	1,114
のれん償却額	16	16
租税公課	1,328	1,274
雑費	381	354

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。なお、研究開発費は総額であり、当期製造費用には含まれておりません。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	- 百万円	300百万円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	0百万円
工具、器具及び備品	5	0
リース資産	-	0
ソフトウェア	0	-
計	10	1

5 減損損失

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

場所	用途	種類	その他
関西・四国地区(5店舗)	薬局店舗	建物及び構築物等	-
北陸・東海地区(6店舗)	薬局店舗	建物及び構築物等	-
関西地区(2カ所)	処分予定不動産	建物及び構築物、土地	-
関東地区(1カ所)	処分予定不動産	土地	-
北陸地区(1カ所)	処分予定不動産	建物及び構築物等	-

当社グループは、調剤薬局事業については店舗単位、臨床検査事業については会社単位、その他は個別単位で、資産のグルーピングを行っております。

薬局11店舗(関西・四国地区、北陸・東海地区)につきましては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(55百万円)を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物31百万円、工具、器具及び備品5百万円及びその他17百万円であります。なお、減損損失の測定においては事業計画等に基づき予想する将来的な当資産グループの使用価値または不動産評価額等の正味売却価額により行っております。割引後の将来キャッシュ・フローの算定は、資本コストに基づく割引率0.3%を使用しております。

閉鎖の事業所(北陸地区)につきましては、閉鎖の意思決定を行ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(9百万円)を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物4百万円及びその他4百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、転用可能な資産以外については売却可能性が見込めないため零としております。

事業所の移転により処分予定の不動産につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(132百万円)を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物59百万円及び土地73百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額もしくは路線価及び固定資産税評価額等に基づき評価しており、建物及び構築物等については売却可能性が見込めないため零としております。

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

場所	用途	種類	その他
関西・四国地区（8店舗）	薬局店舗	建物及び構築物等	-
北陸・東海地区（8店舗）	薬局店舗	建物及び構築物等	-
関西地区（2カ所）	処分予定不動産等	建物及び構築物、土地等	-
中国地区（1カ所）	処分予定不動産等	建物及び構築物等	-

当社グループは、調剤薬局事業については店舗単位、臨床検査事業については会社単位、その他は個別単位で、資産のグルーピングを行っております。

薬局16店舗（関西・四国地区、北陸・東海地区）につきましては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（35百万円）を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物13百万円、工具、器具及び備品10百万円、土地0百万円及びその他11百万円であります。なお、減損損失の測定においては事業計画等に基づき予想する将来的な当資産グループの使用価値または不動産評価額等の正味売却価額により行っております。割引後の将来キャッシュ・フローの算定は、資本コストに基づく割引率1.7%を使用しております。

事業所の移転により処分予定等の不動産につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（138百万円）を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物41百万円、工具、器具及び備品0百万円及び土地96百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額もしくは路線価及び固定資産税評価額等に基づき評価しており、建物及び構築物等については売却可能性が見込めないため零としております。

6 退職給付費用

退職給付制度の改定に伴い発生した過去勤務債務を特別損失として計上しております。

7 新型コロナウイルス対応による損失

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、政府及び各自治体からの営業自粛要請や緊急事態宣言を受け、当社グループにおいて研究所の操業調整や従業員の一時帰休を実施いたしました。このため、各施設において発生したこれらの対応に起因する費用（人件費・減価償却費など）等を新型コロナウイルス対応による損失として特別損失に計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	当連結会計年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	941百万円	15百万円
組替調整額	112	106
税効果調整前	829	90
税効果額	229	25
その他有価証券評価差額金	600	65
その他の包括利益合計	600	65

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,280,177	-	-	11,280,177
合計	11,280,177	-	-	11,280,177
自己株式				
普通株式(注)1.2.3	697,716	285,980	79,400	904,296
合計	697,716	285,980	79,400	904,296

(注)1. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会専用信託が保有する当社株式125,700株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加285,980株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加285,900株、単元未満株式の買取りによる増加80株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少79,400株は、従業員持株会専用信託から従業員持株会への売却による減少67,300株、ストックオプション行使による減少12,100株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	82
	合計	-	-	-	-	-	82

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月23日 定時株主総会	普通株式	269	25.00	令和2年3月31日	令和2年6月24日
令和2年11月5日 取締役会	普通株式	252	24.00	令和2年9月30日	令和2年12月2日

(注)1. 令和2年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 令和2年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月22日 定時株主総会	普通株式	315	利益剰余金	30.00	令和3年3月31日	令和3年6月23日

(注)1. 令和3年6月22日定時株主総会の決議による配当金の総額には、従業員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 令和3年6月22日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当4円を含んでおります。

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,280,177	-	-	11,280,177
合計	11,280,177	-	-	11,280,177
自己株式				
普通株式(注)1.2.3	904,296	145	82,300	822,141
合計	904,296	145	82,300	822,141

(注)1. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会専用信託が保有する当社株式64,200株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加145株は、単元未満株式の買取りによる増加145株によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少82,300株は、従業員持株会専用信託から従業員持株会への売却による減少61,500株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少20,800株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	82
	合計	-	-	-	-	-	82

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月22日 定時株主総会	普通株式	315	30.00	令和3年3月31日	令和3年6月23日
令和3年11月9日 取締役会	普通株式	294	28.00	令和3年9月30日	令和3年12月2日

(注)1. 令和3年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 令和3年6月22日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当4円を含んでおります。

3. 令和3年11月9日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年6月22日 定時株主総会	普通株式	378	利益剰余金	36.00	令和4年3月31日	令和4年6月23日

(注)1. 令和4年6月22日定時株主総会の決議による配当金の総額には、従業員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 令和4年6月22日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創業60周年記念配当8円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金勘定	11,618百万円	10,643百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	- 百万円	- 百万円
現金及び現金同等物	11,618百万円	10,643百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、受託臨床検査事業における検査機器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
1年内	2	2
1年超	7	5
合計	10	7

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、収益計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。また、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。長期借入金には、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う従業員持株会専用信託における金融機関からの借入金が含まれております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信稟議規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和3年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	6,812	6,812	-
(2) 投資有価証券	3,731	3,731	-
資産計	10,543	10,543	-
(1) 支払手形及び買掛金	4,737	4,737	-
(2) 短期借入金	1,150	1,150	-
(3) 長期借入金()	3,834	3,827	7
(4) リース債務	921	889	32
負債計	10,643	10,603	39

() 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 投資事業有限責任組合に対する出資は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
投資事業有限責任組合に対する出資	93

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	7,870	7,870	-
(2) 投資有価証券	3,689	3,689	-
資産計	11,559	11,559	-
(1) 支払手形及び買掛金	5,384	5,384	-
(2) 短期借入金	300	300	-
(3) 長期借入金()	3,055	3,049	6
(4) リース債務	714	691	22
負債計	9,454	9,425	28

() 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 投資事業有限責任組合に対する出資は、市場価格がなく、「投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
投資事業有限責任組合に対する出資	112

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,618	-	-	-
受取手形及び売掛金	6,812	-	-	-
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 債券（社債）	-	-	-	-
(2) その他	-	-	-	-
合計	18,430	-	-	-

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,643	-	-	-
受取手形及び売掛金	7,870	-	-	-
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 債券（社債）	-	-	-	-
(2) その他	-	-	-	-
合計	18,513	-	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,150	-	-	-	-	-
長期借入金（ ）	664	830	2,340	-	-	-
リース債務	275	247	247	132	16	1
合計	2,089	1,078	2,587	132	16	1

（ ）長期借入金のうち166百万円は、信託型従業員持株インセンティブ・プランに係るものであり、返済予定額については分割返済日毎の返済金額の定めがないため、期末の借入金残高を最終返済日に一括返済した場合を想定して記載しております。

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	300	-	-	-	-	-
長期借入金（ ）	715	2,340	-	-	-	-
リース債務	262	263	148	33	7	-
合計	1,278	2,603	148	33	7	-

（ ）長期借入金のうち51百万円は、信託型従業員持株インセンティブ・プランに係るものであり、返済予定額については分割返済日毎の返済金額の定めがないため、期末の借入金残高を最終返済日に一括返済した場合を想定して記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,689	-	-	3,689
資産計	3,689	-	-	3,689

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	-	7,870	-	7,870
資産計	-	7,870	-	7,870
支払手形及び買掛金	-	5,384	-	5,384
短期借入金	-	300	-	300
長期借入金	-	3,049	-	3,049
リース債務	-	691	-	691
負債計	-	9,425	-	9,425

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴う従業員持株会専用信託における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,539	1,659	880
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,539	1,659	880
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,191	1,276	85
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,191	1,276	85
合計		3,731	2,935	795

(注) 投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額93百万円)は市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(令和4年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,481	1,649	832
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,481	1,649	832
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,208	1,335	127
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,208	1,335	127
合計		3,689	2,985	704

(注) 投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額112百万円)は市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	356	118	2
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	356	118	2

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	247	55	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	247	55	-

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について51百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等以外の時価のものについては期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しており、主に確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(2)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,401百万円	1,384百万円
勤務費用	77	72
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	28	22
退職給付の支払額	123	145
その他	-	10
退職給付債務の期末残高	1,384	1,323

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	436百万円	462百万円
退職給付費用	66	64
退職給付の支払額	41	25
過去勤務費用の発生額	-	84
その他	-	10
退職給付に係る負債の期末残高	462	595

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,846百万円	1,919百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,846	1,919
退職給付に係る負債	1,846	1,919
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,846	1,919

(注) 積立型制度の退職給付債務及び年金資産の残高はありません。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	77百万円	72百万円
利息費用	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	28	22
過去勤務費用の費用処理額	-	84
簡便法で計算した退職給付費用	66	64
その他	132	84
確定給付制度に係る退職給付費用	304	329

(注) 「その他」は、退職者転進支援制度による割増退職金等であります。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
割引率	0.02%	0.16%
予想昇給率	1.02%	0.97%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度76百万円、当連結会計年度74百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役 10名	当社子会社の取締役 10名	当社子会社の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 14,700株	普通株式 39,300株	普通株式 26,400株
付与日	平成29年2月27日	平成29年10月11日	平成30年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成29年2月28日 至令和19年2月27日	自平成29年10月12日 至令和19年10月11日	自平成30年8月23日 至令和20年8月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(令和4年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	11,200	30,300	20,700
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	11,200	30,300	20,700

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,165	1,333	1,403

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、権利確定数は付与数と同数となっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	71百万円	158百万円
賞与引当金損金不算入額	180	206
退職給付に係る負債損金不算入額	624	647
役員退職慰労引当金損金不算入額	94	101
減価償却超過額	155	148
減損損失	14	71
関係会社株式	905	905
税務上の繰越欠損金	141	189
その他	204	300
繰延税金資産小計	2,391	2,729
評価性引当額	1,341	1,468
繰延税金資産合計	1,050	1,260
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	229	203
その他	9	8
繰延税金負債合計	238	211
繰延税金資産の純額	811	1,048

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	0.5
住民税均等割	2.2	1.2
のれん償却額	0.0	0.0
評価性引当額の増減	0.6	2.5
税額控除	-	1.6
その他	2.9	3.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.9	36.5

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所・店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9～50年と見積り、割引率は0.07～2.17%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	156百万円	130百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	2
時の経過による調整額	2	2
資産除去債務の履行による減少額	-	1
その他増減額(は減少)	28	-
期末残高	130	133

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:百万円)

	収益の分解情報				
	臨床検査事業			調剤薬局事業	合計
	臨床検査等	試薬販売等	小計		
顧客との契約から生じる収益	28,911	4,714	33,625	16,352	49,977
その他の収益	-	29	29	-	29
外部顧客への売上高	28,911	4,744	33,655	16,352	50,007

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、臨床検査事業及び調剤薬局事業を主要事業と位置付けており、各社毎に業績評価を行い、事業活動を展開しております。各社で取り扱う商品・サービスの種類・性質、経済的特徴が類似していることから、事業セグメントを集約した「臨床検査事業」及び「調剤薬局事業」の2つを報告セグメントとしております。

「臨床検査事業」は、主に各地の病院及び診療所等から臨床検体検査を受託し、検査結果を提供しております。

「調剤薬局事業」は、処方箋に基づく調剤薬局の店舗運営をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(会計方針の変更)に記載のとおり当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比べて、売上高及び営業利益に与える影響はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	合計
	臨床検査 事業	調剤薬局 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	27,192	16,415	43,608	-	43,608
セグメント間の内部売上高又は振替高	15	1	16	16	-
計	27,207	16,416	43,624	16	43,608
セグメント利益	1,973	968	2,942	328	2,614
セグメント資産	11,043	5,154	16,197	20,872	37,069
その他の項目					
減価償却費	630	121	752	184	937
のれんの償却額	14	2	16	-	16
減損損失	4	64	69	128	197
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	310	30	341	1,159	1,500

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 328百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,187百万円及び内部取引の消去に伴う調整額859百万円が含まれております。全社費用は、主に人事・経理部門等の管理費用及び建物の減価償却費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額20,872百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であり、その主なものは、当社の現金預金、投資有価証券及び固定資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額184百万円は、主に全社資産等に係る建物の減価償却費であります。
 - (4) 減損損失の調整額128百万円は、主に全社資産等に係る建物及び土地の減損損失であります。
 - (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,159百万円は、全社資産等に係る設備投資額であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 3. 減価償却費には、長期前払費用の償却費が含まれております。
 4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

当連結会計年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)1	合計
	臨床検査 事業	調剤薬局 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	33,655	16,352	50,007	-	50,007
セグメント間の内部売上高又は振替高	15	1	16	16	-
計	33,670	16,353	50,024	16	50,007
セグメント利益	4,894	1,005	5,899	403	5,496
セグメント資産	13,114	5,617	18,731	21,525	40,256
その他の項目					
減価償却費	628	115	744	198	942
のれんの償却額	14	2	16	-	16
減損損失	0	35	35	137	173
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	580	204	784	1,723	2,508

（注）1．調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 403百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,157百万円及び内部取引の消去に伴う調整額753百万円が含まれております。全社費用は、主に人事・経理部門等の管理費用及び建物の減価償却費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額21,525百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であり、その主なものは、当社の現金預金、投資有価証券及び固定資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額198百万円は、主に全社資産等に係る建物の減価償却費であります。
 - (4) 減損損失の調整額137百万円は、主に全社資産等に係る建物及び土地の減損損失であります。
 - (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,723百万円は、全社資産等に係る設備投資額であります。
- 2．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 - 3．減価償却費には、長期前払費用の償却費が含まれております。
 - 4．有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）及び当連結会計年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）及び当連結会計年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

（単位：百万円）

	臨床検査 事業	調剤薬局 事業	全社・消去	合計
当期末残高	38	6	-	45

当連結会計年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	臨床検査 事業	調剤薬局 事業	全社・消去	合計
当期末残高	24	4	-	28

（注） のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）及び当連結会計年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	1,966.43円	2,237.14円
1株当たり当期純利益	178.61円	339.00円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	177.54円	336.99円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,853	3,533
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,853	3,533
普通株式の期中平均株式数(株)	10,378,491	10,424,025
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	62,691	62,166
(うち新株予約権(株))	(62,691)	(62,166)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	20,485	23,478
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	82	82
(うち新株予約権(百万円))	(82)	(82)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	20,403	23,396
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,375,881	10,458,036

3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度157,086株、当連結会計年度91,953株であります。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度125,700株、当連結会計年度64,200株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,150	300	0.37	-
1年以内に返済予定の長期借入金	664	715	0.38	-
1年以内に返済予定のリース債務	275	262	1.57	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,170	2,340	0.40	令和5年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	645	451	1.67	令和5年～8年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	5,906	4,070	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、長期借入金の51百万円は、信託型従業員持株インセンティブ・プランに係るものであり、借入金の利息については支払利息として計上されないため、平均利率の記載をしておりません。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものを除いて算定しております。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,340	-	-	-
リース債務	263	148	33	7

長期借入金のうち51百万円は、信託型従業員持株インセンティブ・プランに係るものであり、返済予定額については分割返済日毎の返済金額の定めがないため、期末の借入金残高を最終日に一括返済した場合を想定して記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	12,021	24,693	36,441	50,007
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	1,338	3,345	3,994	5,567
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	845	2,125	2,523	3,533
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	81.41	204.38	242.32	339.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	81.41	122.90	38.08	96.63

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,712	8,176
関係会社短期貸付金	561	67
未収入金	1,146	1,174
未収還付法人税等	234	646
その他	23	62
流動資産合計	10,678	9,127
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,130	3,269
土地	3,545	4,189
その他	129	671
有形固定資産合計	6,805	8,130
無形固定資産		
ソフトウェア	36	70
その他	1	0
無形固定資産合計	37	70
投資その他の資産		
投資有価証券	3,824	3,801
関係会社株式	2,723	2,723
その他	173	447
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	6,718	6,969
固定資産合計	13,561	15,169
資産合計	24,239	24,297

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	750	290
関係会社短期借入金	1,039	212
1年内返済予定の長期借入金	664	715
未払金	1,109	1,122
未払法人税等	16	23
賞与引当金	1	4
その他	133	144
流動負債合計	2,714	1,513
固定負債		
長期借入金	3,170	2,340
繰延税金負債	236	209
退職給付引当金	1	9
資産除去債務	94	96
その他	27	27
固定負債合計	3,530	2,682
負債合計	6,245	4,195
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,371	3,371
資本剰余金		
資本準備金	3,208	3,208
その他資本剰余金	79	79
資本剰余金合計	3,288	3,288
利益剰余金		
利益準備金	103	103
その他利益剰余金		
配当平均積立金	3,000	3,000
別途積立金	3,500	3,500
繰越利益剰余金	5,559	7,598
利益剰余金合計	12,163	14,202
自己株式	1,477	1,343
株主資本合計	17,345	19,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	566	500
評価・換算差額等合計	566	500
新株予約権	82	82
純資産合計	17,994	20,102
負債純資産合計	24,239	24,297

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益	1,909	3,821
営業費用	1,218	1,134
営業利益	722	2,686
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	112	127
その他	18	13
営業外収益合計	131	141
営業外費用		
支払利息	18	15
支払手数料	5	5
保険解約損	11	-
投資運用損	9	1
その他	3	1
営業外費用合計	47	23
経常利益	806	2,803
特別利益		
固定資産売却益	242	-
投資有価証券売却益	118	55
その他	9	-
特別利益合計	370	55
特別損失		
固定資産売却損	14	-
固定資産除却損	3	-
投資有価証券売却損	2	-
投資有価証券評価損	-	51
減損損失	128	157
新型コロナウイルス対応による損失	1	-
建設計画変更損失	22	-
特別損失合計	173	209
税引前当期純利益	1,003	2,650
法人税、住民税及び事業税	4	2
法人税等調整額	3	0
法人税等合計	1	1
当期純利益	1,002	2,648

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,371	3,208	83	3,292	103	3,000	3,500	5,079	11,682
当期変動額									
剰余金の配当								269	269
剰余金の配当（中間配当）								252	252
当期純利益								1,002	1,002
自己株式の取得									
自己株式の処分			4	4					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	4	4	-	-	-	480	480
当期末残高	3,371	3,208	79	3,288	103	3,000	3,500	5,559	12,163

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,157	17,188	34	34	98	17,253
当期変動額						
剰余金の配当		269				269
剰余金の配当（中間配当）		252				252
当期純利益		1,002				1,002
自己株式の取得	449	449				449
自己株式の処分	129	125				125
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			600	600	16	584
当期変動額合計	319	157	600	600	16	741
当期末残高	1,477	17,345	566	566	82	17,994

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,371	3,208	79	3,288	103	3,000	3,500	5,559	12,163
当期変動額									
剰余金の配当								315	315
剰余金の配当（中間配当）								294	294
当期純利益								2,648	2,648
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	-	2,038	2,038
当期末残高	3,371	3,208	79	3,288	103	3,000	3,500	7,598	14,202

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,477	17,345	566	566	82	17,994
当期変動額						
剰余金の配当		315				315
剰余金の配当（中間配当）		294				294
当期純利益		2,648				2,648
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	134	134				134
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			65	65	-	65
当期変動額合計	133	2,172	65	65	-	2,107
当期末残高	1,343	19,518	500	500	82	20,102

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法により償却しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。

平成19年4月1日以降に取得したものは定率法により償却しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10~65年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生した事業年度において一括で費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

減損会計

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	128	157

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」

減損会計」の内容と同一であります。

税効果会計

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	-
繰延税金負債	236	209

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」

税効果会計」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度については新たな表示方法により組替は行っておりません。また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(会計上の見積りに対するCOVID-19感染拡大の影響)

会計上の見積りに対するCOVID-19感染拡大の影響に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
短期金銭債権	146百万円	151百万円
短期金銭債務	29	40

2 偶発債務

(1) 保証債務

次の関係会社の仕入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
(株)アテスト	207百万円	(株)アテスト 538百万円
計	207	計 538

(2) 重畳的債務引受による連帯債務

平成22年3月21日付の会社分割により(株)ファルコバイオシステムズが承継した債務及び平成22年10月1日付の会社分割により(株)ファルコビジネスサポートが承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
(株)ファルコバイオシステムズ	322百万円	(株)ファルコバイオシステムズ 287百万円
(株)ファルコビジネスサポート	22	(株)ファルコビジネスサポート 15
計	345	計 303

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,907百万円	3,818百万円
営業費用	346	276

2 営業費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
役員報酬	107百万円	118百万円
減価償却費	184	198
業務委託費	345	274

(有価証券関係)

前事業年度(令和3年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は2,723百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

当事業年度(令和4年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は2,723百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2百万円	3百万円
減価償却超過額	91	96
減損損失	-	47
関係会社株式	905	905
繰越欠損金	129	175
その他	103	118
繰延税金資産小計	1,232	1,345
評価性引当額	1,232	1,345
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	229	203
その他	7	6
繰延税金負債合計	236	209
繰延税金資産（負債）の純額	236	209

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	32.3	35.5
住民税均等割	0.1	0.1
評価性引当額の増減	0.3	4.3
その他	0.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1	0.1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物及び構築物	3,130	374	61 (61)	174	3,269	3,079
	土地	3,545	741	96 (96)	-	4,189	-
	その他	129	1,048	495	10	671	48
	計	6,805	2,163	653 (157)	185	8,130	3,127
無形固定資産	ソフトウェア	36	46	-	13	70	-
	その他	1	49	49	0	0	-
	計	37	95	49	13	70	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 「その他」の「当期増加額」は、主に事業用不動産の取得586百万円によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3	-	-	3
賞与引当金	1	4	1	4

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.falco-hd.co.jp/stockholder/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第34期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日） 令和3年6月22日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
令和3年6月22日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第35期第1四半期）（自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日） 令和3年8月10日近畿財務局長に提出
（第35期第2四半期）（自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日） 令和3年11月11日近畿財務局長に提出
（第35期第3四半期）（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日） 令和4年2月10日近畿財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
令和3年6月30日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
令和3年7月12日近畿財務局長に提出
令和3年6月30日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年6月22日

株式会社ファルコホールディングス

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

京 都 事 務 所

指 定 社 員	公認会計士	松永 幸廣	印
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公認会計士	浦上 卓也	印
業 務 執 行 社 員			

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファルコホールディングスの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

調剤薬局事業セグメントにおける固定資産の減損損失の認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の連結子会社2社は調剤薬局事業を展開しており、薬価並びに調剤報酬が引き下げられた場合、業績に影響を及ぼす可能性がある。令和4年3月31日現在、連結財務諸表注記 重要な会計上の見積りに記載のとおり、調剤薬局事業セグメントにおいて、固定資産が1,047百万円計上されており、当連結会計年度に35百万円の減損損失を計上している。</p> <p>調剤薬局事業における資産のグルーピングは個々の薬局としている。減損の兆候が識別された場合、減損損失の認識の判定が必要となる。</p> <p>会社は、減損損失の認識の判定にあたって、親会社取締役会で承認された事業計画等に基づいて割引前将来キャッシュ・フローを見積もっている。当該事業計画には、処方箋枚数等の仮定が含まれ、これらは、見積りの不確実性が高く、経営者の主観的な判断を伴う。</p> <p>そのため、当監査法人は調剤薬局事業セグメントにおける減損損失の認識の判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤薬局事業の事業計画の見積りの基礎となる将来の売上予測等の仮定の設定を含む、減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・減損損失の認識の判定資料の記載情報の正確性を評価した。 <p>将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するため、当該見積りの基礎とされた事業計画の実現可能性及び将来キャッシュ・フローに織り込まれた将来の不確実性に関して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌期以降の各薬局の事業計画について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> -親会社の取締役会によって承認された事業計画との整合性を検証した。 -過年度の事業計画と実績を比較した。 -売上及び営業利益の予測について、過去の実績と比較した。 -販売戦略について管理部門執行役員に質問し、売上及び営業利益の予測に反映されているかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファルコホールディングスの令和4年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ファルコホールディングスが令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月22日

株式会社ファルコホールディングス

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

京 都 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 松永 幸廣 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 浦上 卓也 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファルコホールディングスの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングスの令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。